資料1

農政改革の経緯

Ⅰ．平成25年6月　「日本再興戦略～JAPAN IS BACK～」閣議決定

- 農地中間管理機構の整備・活用（10年間で担い手の農地利用割合を現状の５割から８割まで拡大）
  ⇒H25.12　農地中間管理機構関連法成立(H26.3施行)
- 農商工連携等による６次産業化の推進（2020年６次産業市場規模10兆円目標）
- 農林水産物・食品の輸出促進（2020年輸出額１兆円目標）

政府における議論

＜平成24年12月～平成25年6月＞

◆農林水産省 攻めの農林水産業推進本部
（H25.1 設置/計3回）

◆産業競争力会議
（H25.1設置/計2回）

Ⅱ．平成25年12月　「農林水産業・地域の活力創造プラン」決定

政策の4本柱

【需要フロンティアの拡大】
- 食文化・食産業のグローバル展開
- 薬用作物や加工・業務用野菜等の生産

【需要と供給を繋ぐバリューチェーン構築】
- 農商工連携、医福食農連携等の６次産業化の推進
- 次世代施設園芸、新品種・新技術の開発・普及、再生可能エネルギーの導入

【生産現場の強化】
- 農地中間管理機構による農地集積・集約化
- 水田フル活用と米政策の見直し
  - ・米の生産調整の見直し(40年ぶり、H30年産を目途に実行)
  - ・水田フル活用による飼料用米等の本作化
- 経営所得安定対策の見直し
  - ・担い手を対象とした経営所得安定対策の確立
  - ⇒H26.6　担い手経営安定法の一部改正法成立(H27.4施行)
  - ・米の直接支払交付金をH29年産米までの時限措置として実施
- 収入保険の導入検討
- 農協･農業委員会･農業生産法人の改革をH26.6にまとめる旨決定

【多面的機能の維持・発揮】
- 日本型直接支払制度の創設（「産業政策」と「地域政策」の明確化）
  ⇒H26.6　多面的機能法成立(H27.4施行)

いわゆる「4つの改革」

産業政策（3本柱）　地域政策（1本柱）

産業政策と地域政策を車の両輪として組み合わせて実行

＜平成25年7月～平成25年12月＞

◆農林水産省 攻めの農林水産業推進本部(計6回)

◆農林水産業・地域の活力創造本部
（H25.5設置/計11回）

◆産業競争力会議 農業分科会
（H25.9設置/計5回）

◆規制改革会議 本会議及び農業ＷＧ(計11回)

Ⅲ. 平成26年6月　「日本再興戦略 改訂2014」閣議決定
平成26年6月　「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂決定

- 農協･農業委員会･農業生産法人の改革の推進
（農協・農委改革は60年ぶり）
- オールジャパンの輸出体制・輸出環境の整備
- Ａ－ＦＩＶＥの更なる積極的な活用

⇒H26.10　支援基準見直し・ガイドライン策定

Ⅳ. 平成27年2月 農協･農業委員会･農業生産法人の改革の法制度等の骨格決定

- 農協改革
  - 地域農協が、自由な経済活動を行い、農業所得の向上に全力投球できるようにする
  - 連合会・中央会が、地域農協の自由な経済活動を適切にサポートする
- 農業委員会
  - 農業委員の選任方法を公選制から市町村長の選任制に変更
  - 農地利用最適化推進委員の新設
  - 農業委員会をサポートするため、都道府県段階及び全国段階に、農業委員会ネットワーク機構を指定
- 農業生産法人
  - ６次産業化等を通じた経営発展を促進するため、農業生産法人要件（議決権要件、役員の農作業従事要件）を見直す

⇒H27.４　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案を閣議決定・国会提出

Ⅴ. 平成27年3月 新たな食料・農業・農村基本計画 閣議決定

- 実現可能性を重視した食料自給率目標の設定

（カロリーベース：
39%(H25)→45%(H37)
生産額ベース　：
65%(H25)→73%(H37)）

- 我が国の食料の潜在生産能力を評価する食料自給力指標を初めて公表
- 農林水産物・食品の輸出拡大、農地中間管理機構のフル稼働、米政策改革、農協等の改革など今後の施策の展開方向を提示

政府における議論

＜平成26年1月～平成26年6月＞

◆農林水産業・地域の活力創造本部(計2回)

◆産業競争力会議 農業分科会＆課題別会合　(計4回)

◆規制改革会議 農業ＷＧ(計10回)

⇒H26.6「規制改革実施計画」閣議決定

＜平成26年7月～平成27年2月＞

◆農林水産業・地域の活力創造本部(計1回)

◆規制改革会議 農業ＷＧ(計3回)

＜平成26年1月～平成27年3月＞

◆食料・農業・農村政策審議会(計18回)

資料３

「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出

食料・農業・農村基本計画の概要

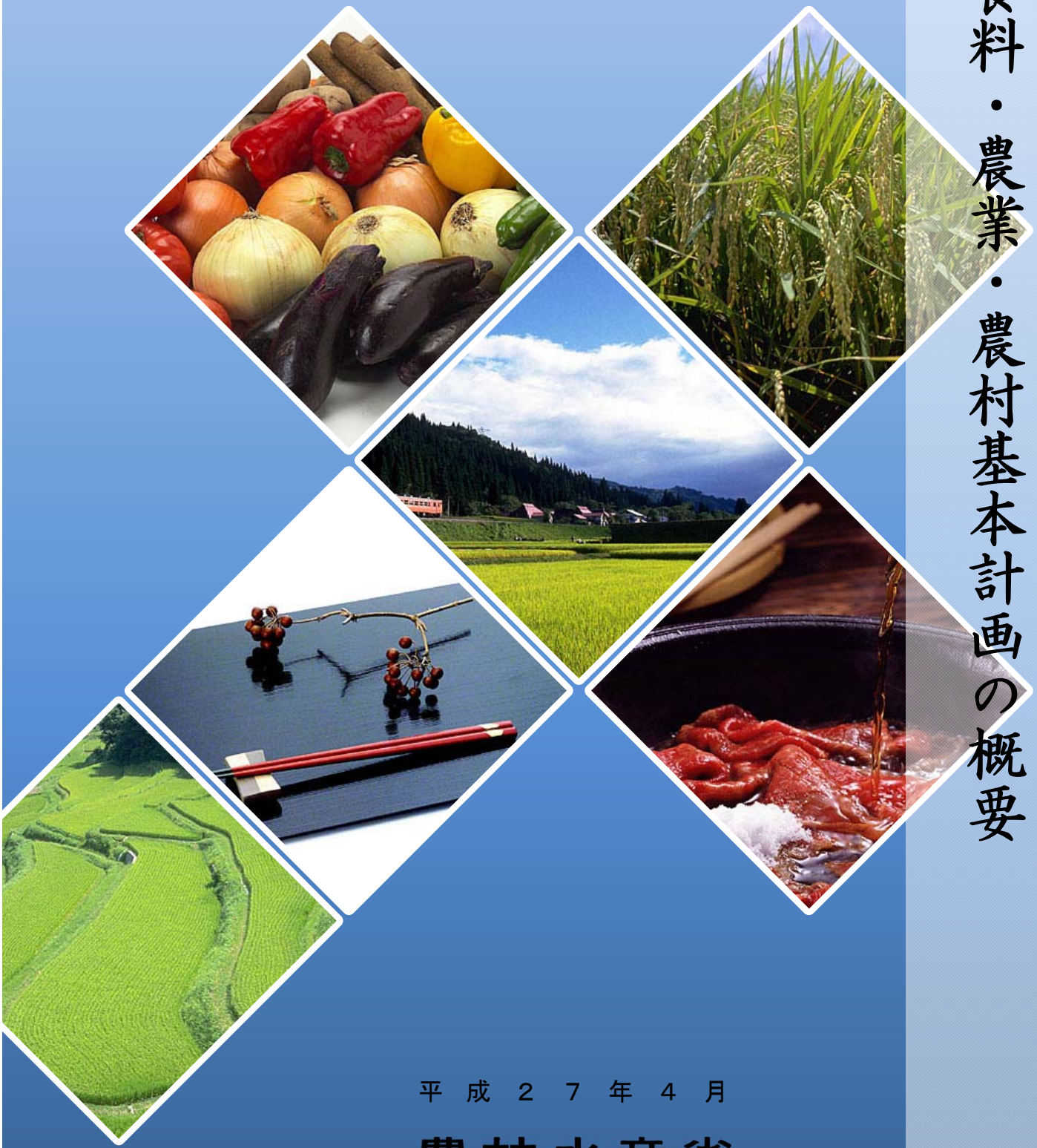

平　成　２　７　年　４　月

農林水産省

目次

参考	基本計画とは		1
第１	食料・農業・農村をめぐる情勢	基本計画P.3～P.9	4
	施策の推進に当たっての基本的視点	基本計画P.9～P.12	7
第２	食料自給率の目標	基本計画P.13～P.23	8
	食料自給力指標	基本計画P.24～P.28	10
第３	食料の安定供給の確保	基本計画P29.～P.39	12
	農業の持続的な発展	基本計画P39.～P.50	18
	農村の振興	基本計画P51～P.56	26
	東日本大震災からの復旧・復興	基本計画P56～P.57	29
	団体の再編整備	基本計画P57～P.58	30
参考	農業構造の展望	基本計画と併せて策定	31
	農業経営等の展望	基本計画と併せて策定	32

参考

基本計画とは

・ 新たな食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき決定される4回目の基本計画です。

・ 食料・農業・農村基本計画は、我が国の農業・農村が、経済社会の構造変化等に的確に対応し、その潜在力を最大限発揮しながら、将来にわたってその役割を適切に担っていけるよう、施策の改革や国民全体による取組を進めるための指針となるものです。

新たな基本計画の構成

第1 施策推進の基本的な視点

○ 農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として食料・農業・農村施策の改革を着実に推進

- 基本法の基本理念の実現に向けた施策の安定性の確保
- 食料の安定供給の確保に向けた国民的議論の深化
- 需要や消費者視点に立脚した施策の展開
- 農業の担い手が活躍できる環境の整備
- 持続可能な農業・農村の実現に向けた施策展開
- 新たな可能性を切り拓く技術革新
- 農業者の所得の向上と農村のにぎわいの創出

第2 食料自給率の目標

- 食料自給率の目標
- 食料自給力指標

第3 講ずべき施策

- 食料の安定供給の確保
- 農業の持続的な発展
- 農村の振興
- 東日本大震災からの復旧・復興
- 団体の再編整備

第4 施策推進に必要な事項

- 幅広い関係者の参画と関係府省の連携
- 施策の進捗管理と評価
- 財政措置の効率的かつ重点的な運用
- 国民的視点と地域の実態に即した施策の決定
- 効果的かつ効率的な施策の推進体制

参考 【基本計画と併せて策定】

- 農地の見通しと確保
- 農業構造の展望
- 農業経営等の展望
- 農林水産研究基本計画
- 魅力ある農山漁村づくりに向けて

評価と課題

中長期的な情勢の変化の見通し

第1 食料・農業・農村をめぐる情勢

- 高齢化や人口減少の進行
- 世界の食料需給をめぐる環境変化、グローバル化の進展
- 社会構造等の変化と消費者ニーズの多様化
- 農地集積など農業・農村の構造変化
- 多様な可能性（国内外の新たな市場、ロボット技術等）
- 東日本大震災からの復旧・復興

これまでの食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法（平成11年7月制定）に基づき策定

今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン

- 平成12年3月決定　基本計画
- 平成17年3月決定　基本計画
- 平成22年3月決定　基本計画

おおむね5年ごとに見直し

「強い農業」と「美しく活力ある農村」の実現

新たな食料・農業・農村基本

― 食料・農業・農村基本法に基づき、おおむね5年ごとに、10年程度先

【ポイント】

○ 食料自給率目標は実現可能性を考慮して設定。
○ 食料自給力指標を初めて公表。

○ 輸出拡大に向けた取組の強化や6次産業化の促進について記述。

○ 推進中の経営所得安定対策や農地中間管理機構、米政策改革について記述。

○ 多面的機能支払制度等の着実な推進、「集約とネットワーク化」による集落機能の維持など、高齢化や人口減少の進行を踏まえた地域政策の展開について記述。

○ 東日本大震災からの復旧・復興について記述。

○ 60年ぶりの農協改革や農業委員会改革について記述。

計画の主なポイントについて

を見通して、食料・農業・農村基本計画を策定［閣議決定・国会報告］ー

【新たな基本計画の概要】

施策の基本的な方針

・ 農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として農政改革を推進

食料自給率目標等

カロリーベース：39%(H25) → 45%(H37)　　生産額ベース：65%(H25) → 73%(H37)

（食料自給力指標）

・ 我が国食料の潜在生産能力を評価する食料自給力指標を提示し、食料安全保障に関する国民的議論を深め、食料の安定供給の確保に向けた取組を促進

主な施策

【食料の安定供給の確保に関する施策】

○ 農林水産物・食品の輸出促進、食品産業のグローバル展開の促進

・ オールジャパンでの輸出促進体制の整備、輸出阻害要因の解消等による輸出環境の整備のほか、日本食や食文化の海外展開を促進。「グローバル・フードバリューチェーン戦略」に基づき、規制や制度などのビジネス投資環境を整備

○ 6次産業化の戦略的推進

・ 6次産業化を促進することにより、農産物や食品等の生産・加工・流通過程におけるバリューチェーンを構築

【農業の持続的な発展に関する施策】

○ 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保、経営所得安定対策の着実な推進

・ 担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農等）に対し、経営所得安定対策等の支援を重点的に実施。農業経営の法人化等を通じた経営発展、新規就農や人材の育成・確保等を推進

○ 農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保

・ 農地中間管理機構をフル稼働させ、担い手への集積・集約化を推進。荒廃農地の発生防止・解消等を推進

○ 米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大

・ 米政策改革の着実な推進により需要に応じた生産を推進するとともに、水田をフルに活用し、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を推進

【農村の振興に関する施策】

○ 多面的機能支払制度等の着実な推進

・ 家族農業経営や法人経営、地域住民等も含め、地域全体の共同活動により、地域資源の維持・継承を推進。生産条件が不利な中山間地域等における営農の継続に対する支援を実施

○ 農村への移住・定住等の促進や鳥獣被害への対応

・ 観光、教育、福祉等と連携した都市農村交流、多様な人材の都市から農村への移住・定住を促進。また、鳥獣被害対策の体制強化、捕獲した鳥獣の食肉利用など地域資源としての有効活用等を推進

○ 「集約とネットワーク化」による集落機能の維持

・ 生活サービスの機能等を基幹集落に集約した「小さな拠点」と交通網の整備等によるネットワークの形成を推進

【東日本大震災からの復旧・復興に関する施策】

・ 被災した農業者の早期の経営再開に向け、引き続き、農地や農業用施設等の着実な復旧等を推進。また、東電福島第一原発事故に対応し、食品の安全を確保する取組や風評被害の払拭に向けた取組等を推進

【団体の再編整備等に関する施策】

○ 農協・農業委員会

・ 意欲ある農業の担い手が活躍しやすい環境となるよう、農協・農業委員会の改革を実施

第１

食料・農業・農村をめぐる情勢

基本計画P.3～P.9

・　我が国は、超高齢社会、本格的な人口減少社会の到来に加え、グローバル化や情報化が進展し、そのスピードも加速してきています。

・　一方、地域の様々な関係者が自らの強みを見つめ直し、創意工夫を発揮して６次産業化や海外への輸出などに挑戦し、新たな価値の創出と市場の開拓を実現する取組も始まっています。

１　高齢化や人口減少による食料・農業・農村への影響

農村では都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進行し、農業就業者が高齢化、減少するとともに、集落を構成する人口も減少しています。

高齢者のリタイア等による農地の荒廃や、担い手の不足等による生産基盤の脆（ぜい）弱化等が進行しています。このような状況は、特に中山間地域において顕著です。

農業就業者が著しく減少し、農業経営が次の世代に継承されず、貴重な資源や技術の伝承が途絶えてしまうおそれがあります。

農村の集落人口の減少が、農地・農業用水等の地域資源の維持管理や、生活サービスの提供等の継続に支障を及ぼすことも懸念されています。

図表4-1　総人口に占める割合

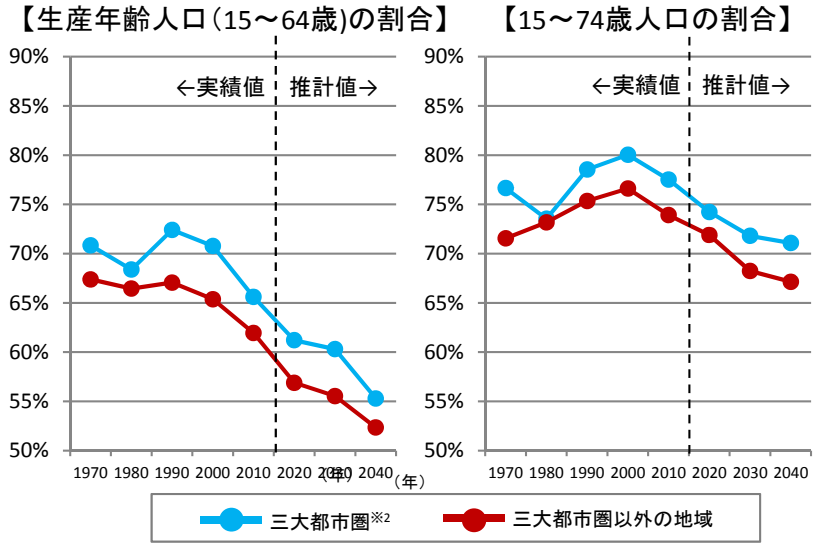

※　三大都市圏：東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、名古屋圏（岐阜県、愛知県、三重県）、大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）の合計。

資料：2010年までは総務省「国勢調査」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果）、「『日本の都道府県別将来推計人口』(平成24年1月推計)」より

今後、高齢化の進行に伴う一人当たり食料消費量の減少及び人口減少の本格化が食市場を縮小させる可能性があります。

我が国の農業は、従来の取組の単なる延長では縮小していくおそれがあります。

一方、介護食品や食を通じた健康管理を支援するサービスなど、今後増加していく高齢者をターゲットとした新たな市場の創出も期待されています。

図表4-2　食料支出総額、１人当たり食料支出の将来推計

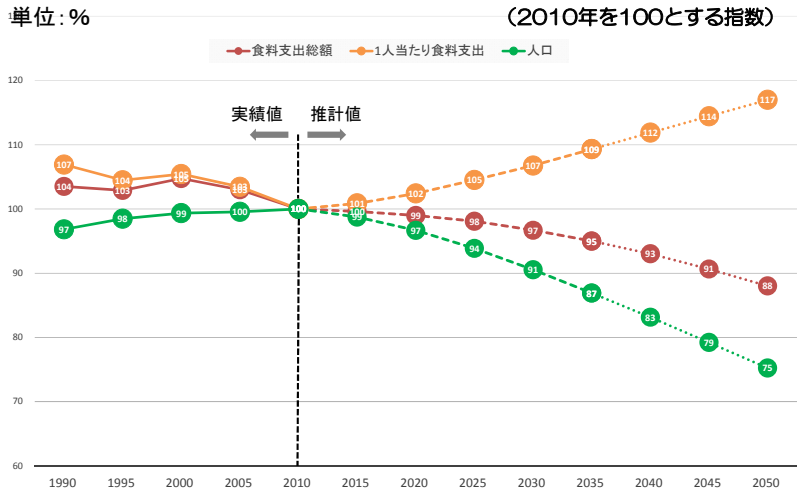

注：将来、経済がゼロ成長で推移すると仮定した場合、1人当たり食料支出と食料支出総額は、それぞれ2035年に約100と約87、2050年に約101と約76の水準と試算される。

資料：実質GDP成長率は、2022年までは、"OECD-FAO Agricultural Outlook 2013-2022"によるもので、2022年までに、約1.6%まで増加し、その後については、その水準で固定。また、（食料支出総額）＝（1人当たり食料支出）×（人口）。

2 世界の食料需給等の見通しとグローバル化の進展

図表5-1 穀物等の国際価格の推移

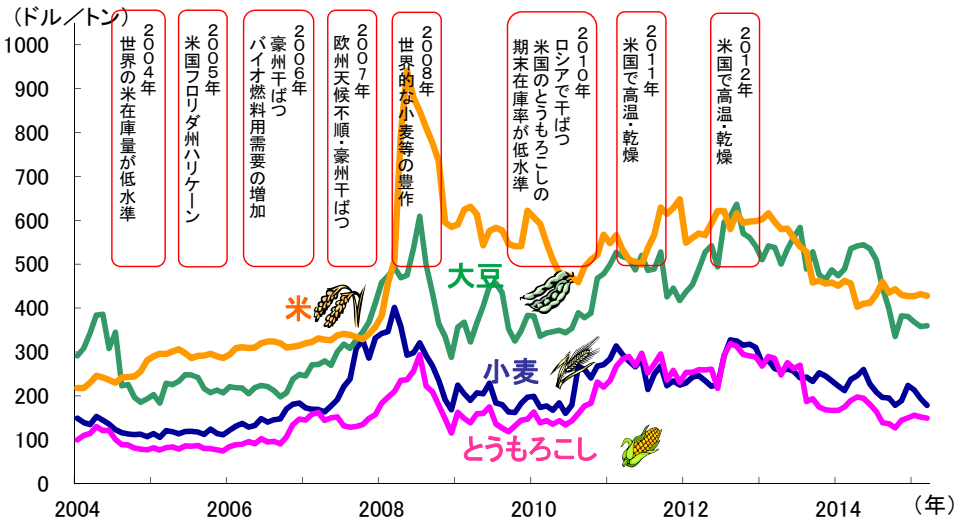

資料：USDA「World Agricultural Supply and Demand Estimates」（May 2014）、「PS&D」
注：1）期末在庫率とは、期末在庫量を消費量で除したものである。
2）小麦、とうもろこし、大豆は、シカゴ商品取引所における2015年３月までの毎月第1金曜日の期近価格。
3）米は、タイ国家貿易取引委員会公表による各月第1水曜日のタイうるち精米100%2等のFOB価格。

今後とも世界の食料や飼料等の需要の増大が続くと見込まれています。

一方、地球温暖化等の気候変動の進行により、食料供給面への影響も懸念されています。

今後とも世界の食関連の市場規模も拡大が続くと見込まれるとともに、海外における日本食への関心も高まっています。

大手食品企業は世界規模での商品等の調達拡大と販売の強化を進めるなど、今後、グローバル化の動きは更に進んでいくと考えられます。

3 消費者ニーズの多様化や高度化の進展と、消費者と食をめぐる課題の多様化

図表5-2 品目別食料支出割合（全世帯）の将来推計

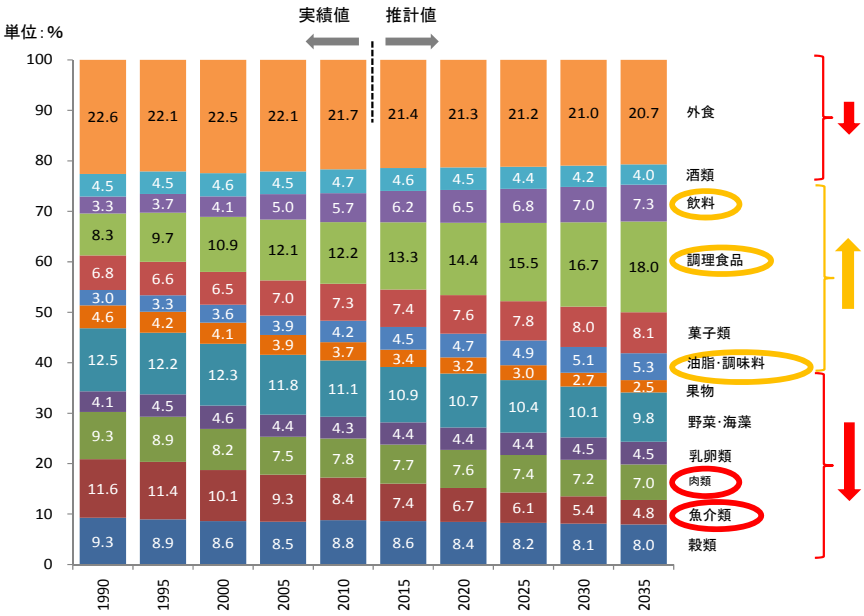

資料：農林水産省作成

我が国では、社会構造、ライフスタイル等の変化を反映し、

① 「家庭での調理を要しない加工食品や総菜」
② 「少量サイズの商品」
③ 「ネット販売による食品購入」

など、食品の質、サービス形態等の多様化や高度化が進んでいます。

今後こうした動きは更に進展するものと考えられます。

消費者と食との関わり方が多様化する中では、

① 地域で受け継がれてきた伝統的な食文化の衰退、
② 食卓と生産現場との距離の拡大による農業や農村についての国民の理解の希薄化等

が進むことも懸念されています。

4 農業を支える担い手など農業・農村の構造の変化

図表5-3 農地面積に占める担い手の利用面積

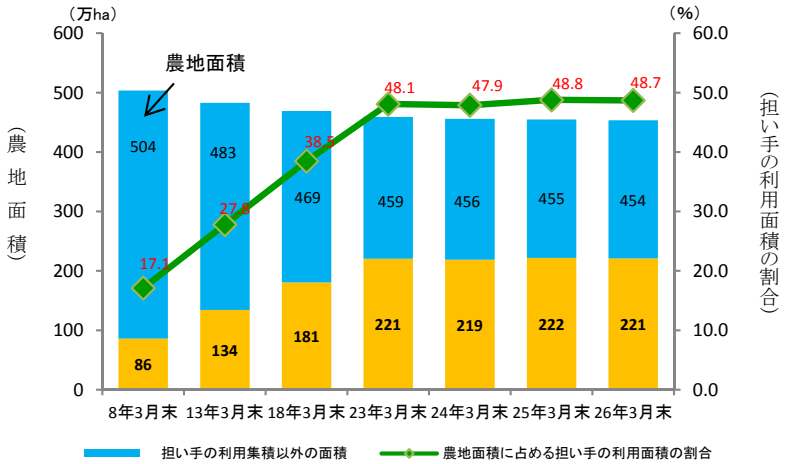

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「集落営農実態調査」（組替集計）、農林水産省調べ
注：1）各年3月末の数値。
2）「担い手の利用面積」とは、認定農業者（特定農業法人含む）、市町村基本構想の水準到達者、集落営農経営（平成15年度から）が、所有権、利用権、農作業受託（集落営農経営は、農作業受託のみ）により経営する面積。

我が国の農業構造は、利用権の設定等による農地集積が一定程度進展し、現在、担い手が農地を利用する面積は全体の約半分を占めています。

一方、集積された農地は小さな区画のまま分散錯綜している場合も多く、生産性向上の大きな阻害要因となっています。

5 農業・農村の多様な可能性

一部の地域では農業の魅力や、豊かな環境や景観、伝統文化等を有する農村の価値を再認識する動きも生まれつつあります。

加えて、バイオマスの活用、再生可能エネルギーの生産など、これまでは十分に活用されてこなかった農村の多様な地域資源を有効活用し、新たな事業を創出する取組も始まっています。

我が国の有するロボット技術やICTといった最先端の技術、さらには他産業で確立された技術を農業・農村分野でも活用することにより、生産性等を大幅に向上させる可能性も広がっています。

図表6-1 農山漁村における再生可能エネルギー資源の賦存

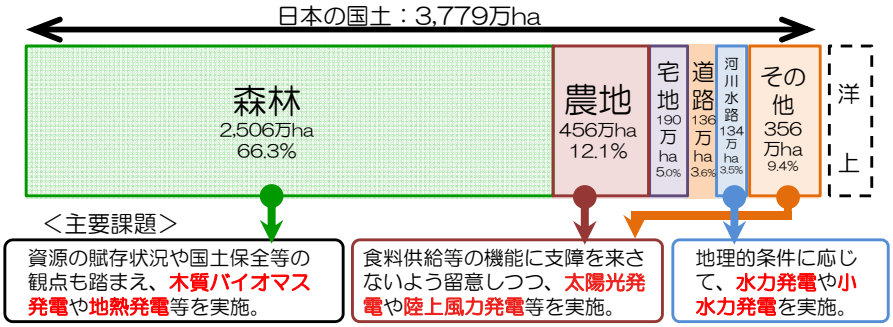

資料：国土交通省「平成24年度土地に関する動向」

図表6-2 次世代施設園芸団地のイメージ

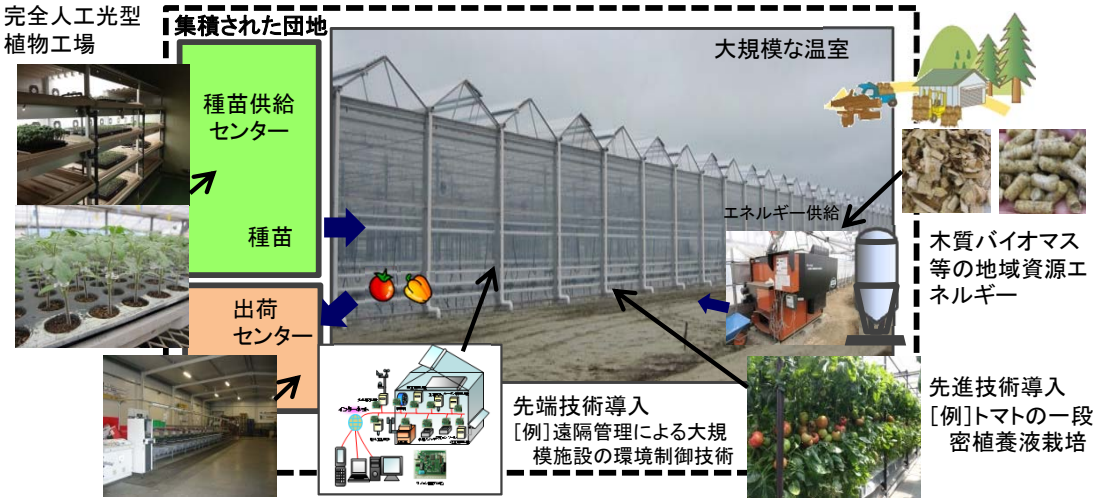

資料：農林水産省作成

6 東日本大震災からの復旧・復興の状況

平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに起因する大津波による農業・農村の被害は、津波に被災した農地が２万1,480ha、農業経営体が約１万100経営体に達しました。

また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射性物質による汚染が広がったことから、放射性セシウム濃度が基準値を超えない農産物のみを流通させるため、農産物の出荷前に放射性物質の検査等を実施するとともに、避難指示区域等における農業者の経営再開に向けた取組を推進してきました。現在、放射性セシウム濃度の基準値を超える農産物の品目や地域は限定的となっています。

図表6-3 東日本大震災における農林水産関係の被害

合計　２兆３，８４１億円

農林業関係被害

特に津波によって、６県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県）を中心に、総計２．１万haに及ぶ農地に被害が発生

被害額合計：１兆１，２０４億円

農地(18,186箇所)	4,006億円
農業用施設等(17,906箇所) (水路、揚水機、集落排水施設等)	4,408億円
農作物、家畜等	142億円
農業・畜産関係施設等 (農業倉庫、ハウス、畜舎、堆肥舎等)	493億円
林野関係 (林地荒廃、治山施設、林道施設、木材加工流通施設等)	2,155億円

水産業関係被害

全国の漁業生産量の５割を占める７道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県）を中心に大きな被害

被害額合計：１兆２，６３７ 億円

漁船(28,612隻)	全国21都道県の漁船に被害 (岩手宮城福島では約9割が被災)	1,822億円
漁港施設(319漁港)	7道県の漁港の約4割 (岩手宮城福島のほぼ全て)	8,230億円
養殖関係 (うち 養殖施設) (うち 養殖物)		1,335億円 (738億円) (597億円)
共同利用施設(1,725施設)		1,249億円

※ 本表に掲げた被害のほか、民間企業が所有する水産加工施設や製氷冷凍冷蔵施設等に約1,600億円の被害がある（水産加工団体等からの聞き取り）。

※被害額については、原子力災害による額は含まれていない。

第１

施策の推進に当たっての基本的な視点

基本計画P.9～P.12

・　農業や食品産業の成長産業化を促進するための産業政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として進めるという観点に立ち、食料・農業・農村施策の改革を推進していきます。

・　その際、以下の視点に立って、施策を展開する必要があります。

１　基本法の基本理念の実現に向けた施策の安定性の確保

生産現場に無用な混乱や不安をもたらさず、農業者や関連事業者等が中長期的な視点で経営拡大や新たな事業分野への進出等に取り組めるよう、施策の安定性を確保します。

２　食料の安定供給の確保に向けた国民的な議論の深化

平素から、我が国の農林水産業が有する食料の潜在生産能力を評価して示すとともに、世界の食料需給の動向や将来の見通し、食料供給に係る様々なリスクの評価結果、不測の事態が生じた場合に講ずる対応等についての情報発信を行い、国民との双方向のコミュニケーションを進めます。

３　需要や消費者視点に立脚した施策の展開

農業者や食品産業事業者、様々な関連事業者が、新たな需要を取り込むための戦略的なパートナーとなり、相互のコミュニケーションを深めつつ、マーケットインの発想による多様かつ高度な消費者ニーズ等への的確な対応や、生産性の向上等に向けた生産・供給体制の構築等を進める取組を後押しします。

食生活において、安全な食品を安心して口にすることができることは欠かせない前提であり、引き続き、食品の安全確保と、食品に対する消費者の信頼の確保に向けた取組を推進します。

４　農業の担い手が活躍できる環境の整備

農業の内外からやる気のある若者を呼び込むための取組を推進するとともに、担い手が、将来展望をしっかりと持ちつつ、意欲的に経営発展に取り組むことができる環境を整備します。

５　持続可能な農業･農村の実現に向けた施策展開

多面的機能の発揮による恵沢を将来にわたって国民が享受することができるよう、農地・農業用水、美しい農村景観等の地域の資源について、地域コミュニティ等により良好な状態で保全管理が行われるための取組を推進します。また、農業経営やその基盤としての技術の次の世代への確実な継承等を図る取組を推進します。

こうした取組を推進する際、地域の農業の担い手はもとより、小規模な農家や地域住民、都市部の人材なども含め、農村の内外から幅広い人材や事業者等の参画を促すとともに、地域においてその能力等を最大限発揮できる環境づくりを推進します。

生産面においても、気候変動等への的確な対応や資源循環型の環境と調和した農業を推進します。

６　新たな可能性を切り拓く技術革新

我が国の強みであるロボット技術やICT等の先端技術等を応用した技術開発を進めるとともに、農業者や普及組織等の研究開発過程への参画や、産学金官の知を結集した共同研究等を加速化する新たな仕組みづくりなど、幅広いステークホルダーを巻き込みつつ、研究開発や技術移転のプロセスの改革や、現場に技術を広く普及させるための環境づくりを一体的に進めます。

７　農業者の所得の向上と農村のにぎわいの創出

「農林水産業・地域の活力創造プラン」等においては、「今後10年間で農業・農村の所得倍増を目指す」こととされており、これに向けて、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大、６次産業化等を通じた農村地域の関連所得の増大に向けた施策を推進します。

第２ 食料自給率の目標

基本計画P.13～P.23

・平成22年基本計画では、「我が国の持てる資源をすべて投入した時にはじめて可能となる高い目標」として設定されましたが、平成25年度はカロリーベースで39%、生産額ベースで65%で目標と現状とが乖離しています。

・新たな食料自給率目標は、こうした状況を踏まえ、「計画期間内の実現可能性を重視」し、カロリーベースで現状の39%を45%、生産額ベースで現状の65%を73%に引き上げる目標としました。

１ これまでの食料自給率目標

平成12年及び平成17年の食料・農業・農村基本計画における食料自給率目標は、「計画期間内の実現可能性を考慮」して、ｶﾛﾘｰﾍﾞｰｽで45%、生産額ﾍﾞｰｽで74%(平成12年基本計画(参考値))、76%(平成17年基本計画)に設定されました。

一方、平成22年基本計画では、「我が国の持てる資源をすべて投入した時にはじめて可能となる高い目標」として、ｶﾛﾘｰﾍﾞｰｽで50%、生産額ﾍﾞｰｽで70%と設定されました。

図表8-1 これまでの考え方

	総合食料自給率目標		食料自給率目標の考え方
	カロリーベース	生産額ベース	
平成12年基本計画	45%	74%（参考値）	計画期間内における食料消費及び農業生産の指針となるものであることから、実現可能性や、関係者の取組及び施策の推進への影響を考慮して設定
平成17年基本計画	45%	76%	望ましい食生活や消費者ニーズに応じた国内生産の指針としての役割を有することを踏まえ、計画期間内における実現可能性を考慮して設定
平成22年基本計画	50%	70%	我が国の持てる資源をすべて投入した時にはじめて可能となる高い目標として設定

資料：農林水産省作成

平成22年基本計画の食料自給率目標の進捗状況を見ると、消費面では米等の消費量が予測を下回るとともに、生産面では小麦等の生産量が伸び悩み、平成25年度は39%に留まっています。

図表8-2 食料消費の見通し（例：主食用米等）

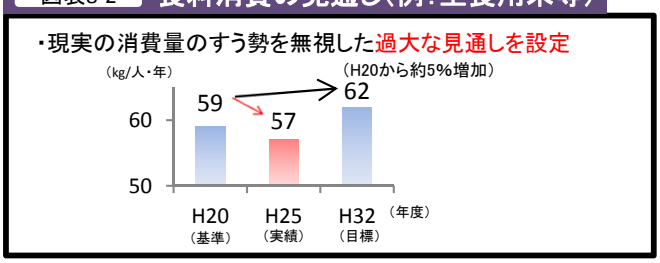

資料：農林水産省作成

図表8-3 生産努力目標（例：小麦）

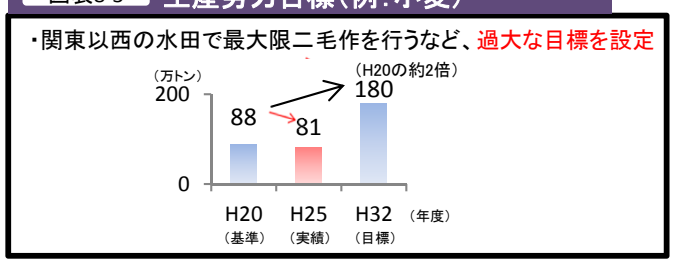

資料：農林水産省作成

２ 新たな食料自給率目標等

平成22基本計画の検証結果を踏まえ、新たな目標は、「計画期間内の実現可能性を重視」して設定しました。

図表8-4 新たな食料自給率目標等

		平成25年度（基準年度）	平成37年度（目標年度）
平成27年基本計画	カロリーベース	39%	45%
	生産額ベース	65%	73%
	飼料自給率	26%	40%

資料：農林水産省作成

図表8-4 （参考）農地面積の見通し、延べ作付面積及び耕地利用率

	平成25年	平成37年
農地面積（万ha）(注1)	454（平成26年 452）	440
延べ作付面積（万ha）	417	443
耕地利用率（%）(注2)	92	101

資料：農林水産省作成
注：1)これまでのすう勢を踏まえ、荒廃農地の発生抑制・再生等の効果を織り込んで推計。
注：2).耕地利用率は延べ作付面積を農地面積で割ったもの。

3 食料消費の見通し及び生産努力目標

平成37年度における食料自給率目標を達成するためには、①食料消費面において、消費者、食品産業事業者等がより積極的に国産農産物の消費拡大に取り組むことが、②農業生産面においては、マーケットインの発想による多様かつ高度な消費者ニーズに対応した生産を拡大することが重要であり、こうした視点に立って、品目ごとの食料消費の見通しと生産努力目標を設定しました。

（例）

米　：主食用米等については、行政による生産数量目標の配分に頼らない需要に応じた生産や生産コストの低減を推進するとともに、食の簡便化志向等の消費者ニーズや外食・中食等のニーズへ対応。

野菜：現状では、成人の目標摂取量（350ｇ／日）に達していない野菜の消費を拡大するとともに、加工・業務用野菜の生産基盤の強化を推進。

生乳：商品開発や6次産業化等による国産牛乳・乳製品の需要拡大を図るとともに、畜産クラスターの推進等を通じた生産基盤の強化を推進。

図表9-1 平成37年度における食料消費の見通しと生産努力目標

品目	食料消費の見通し				生産努力目標（万トン）	
	1人・1年当たり消費量（kg/人・年）		国内消費仕向量（万トン）			
	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度
米（米粉用米、飼料用米を除く）	57	53	857	761	859	752
米粉用米	0.1	0.7	2.0	10	2.0	10
飼料用米	-	-	11	110	11	110
小麦	33	32	699	611	81	95
大麦・はだか麦	0.3	0.2	208	213	18	22
大豆	6.1	6.0	301	272	20	32
そば	0.7	0.5	14	11	3.3	5.3
かんしょ	4.2	4.4	102	99	94	94
ばれいしょ	16	17	340	345	241	250
なたね	-	-	232	216	0.2	0.4
野菜	92	98	1,508	1,514	1,195	1,395
果実	37	40	766	754	301	309
てん菜（精糖換算）	(19)	(18)	(246)	(220)	344 (55)	368 (62)
さとうきび（精糖換算）					119 (14)	153 (18)
茶	0.7	0.7	8.9	8.5	8.5	9.5

品目	食料消費の見通し				生産努力目標（万トン）	
	1人・1年当たり消費量（kg/人・年）		国内消費仕向量（万トン）			
	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度
生乳	89	93	1,164	1,150	745	750
牛肉	6.0	5.8	124	113	51	52
豚肉	12	12	244	227	131	131
鶏肉	12	12	220	208	146	146
鶏卵	17	17	265	251	252	241
飼料作物	-	-	436	501	350	501

注：飼料作物は家畜が消化できる養分の総量（TDN）で示したものである。

（参考）

品目	食料消費の見通し				生産努力目標（万トン）	
	1人・1年当たり消費量（kg/人・年）		国内消費仕向量（万トン）			
	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度
魚介類（うち食用）	27 (27)	30 (30)	785 (622)	842 (635)	429 (370)	515 (449)
海藻類	1.0	1.0	15	15	10	11
きのこ類	3.4	3.6	53	53	46	46

注：国内消費仕向量は、1人・1年当たり消費量に人口を乗じ、これに減耗量等を加えたものである。

資料：農林水産省作成

補足

図表9-2 カロリーベースと生産額ベースの総合食料自給率の推移

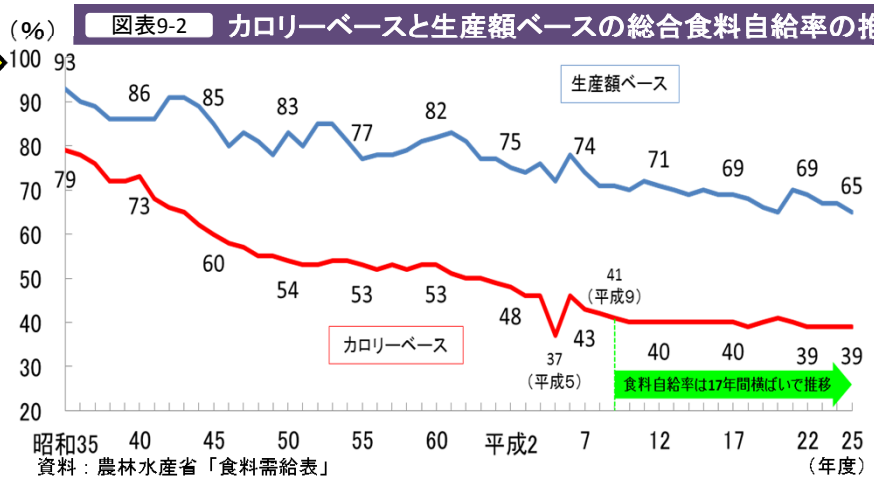

資料：農林水産省「食料需給表」

我が国の食料自給率は、長期的に低下傾向で推移してきたが、近年は横ばい傾向で推移。

第２

食料自給力指標
（食料の潜在生産能力）

基本計画P.24～P.28

・　多くの国民が国内生産による食料供給能力の低下を危惧している中にあって、食料自給率については、我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力を示す指標としては一定の限界があります。

・　このため、我が国の食料の潜在生産能力を評価した食料自給力指標を新たにお示しし、我が国の食料自給力の現状や過去からの動向についての認識を共有することにより、食料安全保障に関する国民的な議論を深めていく考えです。

１　将来の食料供給に対する国民の意識

国際的な食料需給に不安定要素が存在する中、多くの国民が国内生産による食料供給能力の低下を危惧しています。

図表10-1　将来の食料供給に対する国民の意識

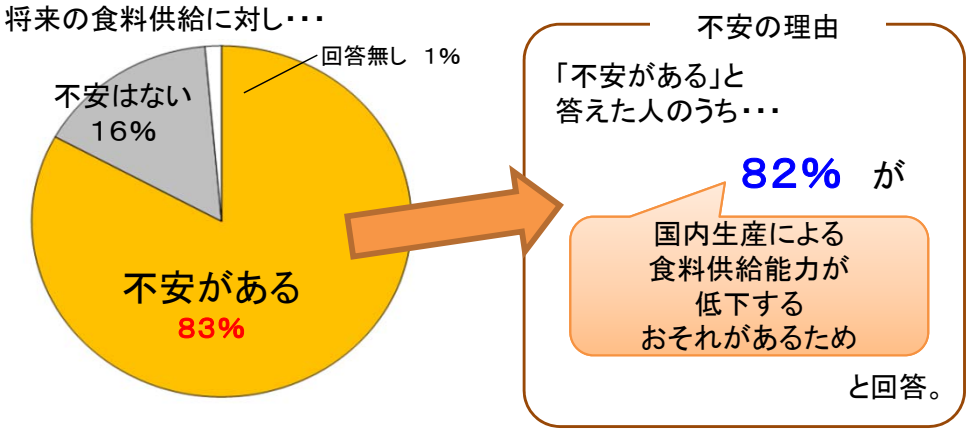

資料：内閣府「食料の供給に関する特別世論調査」（平成26年１月）

２　食料自給力指標とは

食料自給力指標とは、「国内生産のみでどれだけの食料を最大限生産することが可能か」（食料の潜在生産能力）を試算した指標です。

図表10-2　食料自給力指標の考え方

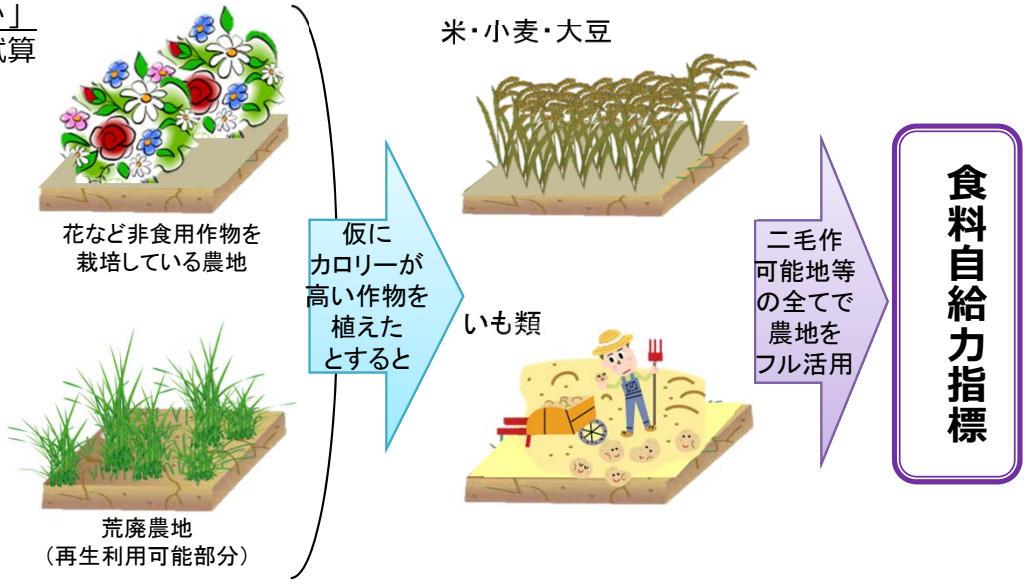

資料：農林水産省作成

補足　○　食料の潜在生産能力を表そうとしたときに、食料自給率は、現在花などを栽培している農地の能力が反映されないなど、一定の限界があります。

3 食料自給力指標の姿（平成25年度）

図表11-1 食料自給力指標の姿（平成25年度）

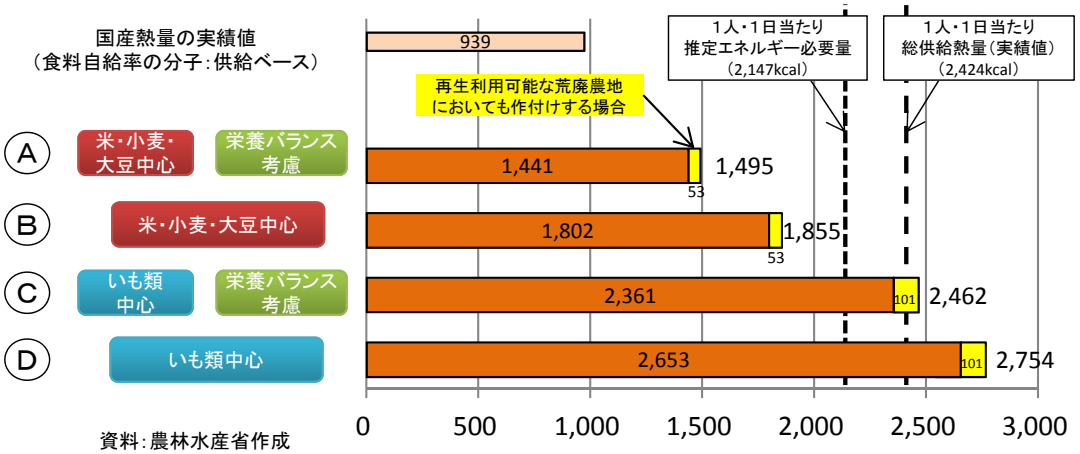

資料：農林水産省作成

現実の食生活とは大きく異なるいも類中心型では推定エネルギー必要量等に達するものの、より現実に近い米・小麦・大豆中心型ではこれらを大幅に下回る結果となっています。

4 食料自給力指標の推移

図表11-2 食料自給力指標の推移

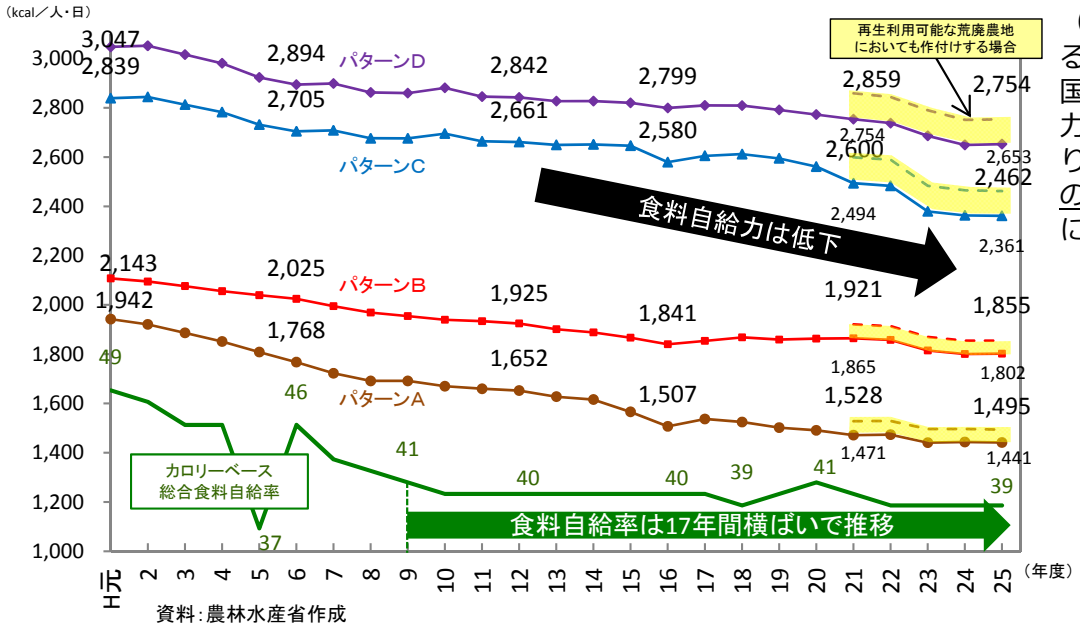

資料：農林水産省作成

食料自給率が平成９年度以降17年間40%前後（横ばい）で推移している中、食料自給力（我が国の食料の潜在生産能力）は近年低下傾向にあり、将来の食料供給能力の低下が危惧される状況にあります。

5 国民へのメッセージ

図表11-3 国民に対する国の働きかけ

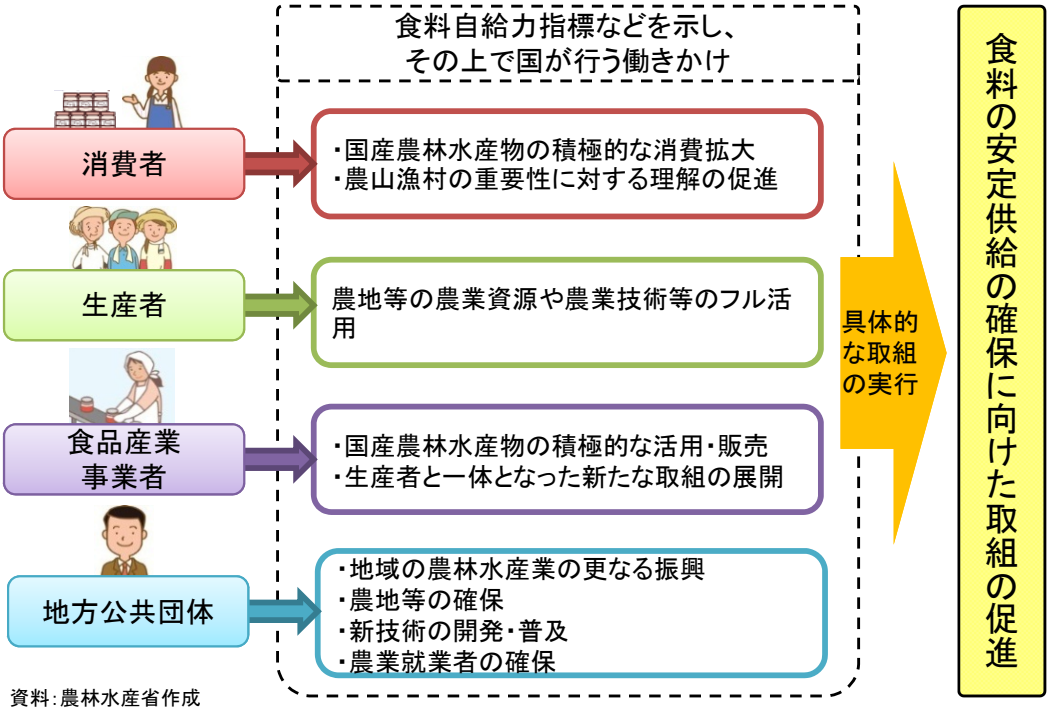

資料：農林水産省作成

国民の皆さんに対し、こうした我が国の食料の潜在生産能力の実情を知っていただき、食料安全保障に関する議論を深めていただきたいと考えております。

その上で、それぞれの立場で食料自給力の維持向上に向けた取り組みを行っていただくよう、国から働きかけることにより、食料の安定供給の確保に向けた取組を促すこととしています。

第３

総合的な食料安全保障の確立と国際交渉への戦略的な対応

基本計画P37.～P.39

- 食料供給に影響を与える不測の事態が生じた場合には、「緊急事態食料安全保障指針」（平成14年策定、平成24年改正）に基づき、対策等を講じます。さらに、国内の不作や輸入の大幅な減少等への具体的手順をとりまとめるとともに、食料供給に影響を与えるリスクの定期的な分析・評価を行っています。
- 経済連携交渉等に当たっては、各国の農業が相互に発展できる貿易ルールの確立を目指します。

不測の事態が発生した場合の対応

例えば、小麦の主要輸入相手国が大不作となり、我が国への輸入量が大幅に減少した場合は、備蓄の活用、代替国からの輸入、翌年産における緊急増産などの対策を講じ、小麦の安定的な供給の確保に努めます。

図表12-1　食糧用輸入小麦の輸入量の大幅な減少に係る対応例

資料：農林水産省作成

不測の事態が発生し、食料の供給が滞るおそれがある場合には、それぞれの立場で、円滑な食料供給を確保するための取組を実践していただくことが必要です。

例えば、生産者の方々には出荷の促進など、流通業者の方々には売り惜しみの防止など、消費者の方々には過度な買いだめの自粛などに取り組んでいただくことをお願いします。

図表12-2　不測の事態が発生した場合に必要となる取組

国（農林水産省）

- 国際食料需給動向の把握・強化
- 備蓄の放出のための取組
- 追加的（代替）輸入の実施
- 価格動向等の調査、監視
- 法律に基づく価格・流通対策の実施

生産者、農業団体、民間企業

- 規格外品の出荷や早期出荷
- 売り惜しみや便乗値上げ等の自粛
- 過度な買占め等の自粛
- 代替国からの輸入及び代替し得る産品の輸入

規格外品の出荷

消費者

- 過度な買いだめや買占めの自粛
- 規格外品等の購入
- 消費の転換（例えば、パンから米飯へ）
- 食品の食べ残しや廃棄の抑制

食べ残し・廃棄の抑制

資料：農林水産省作成

食料供給に影響を与える可能性のあるリスクの評価・分析

図表13-1 定期的なリスクの評価・分析

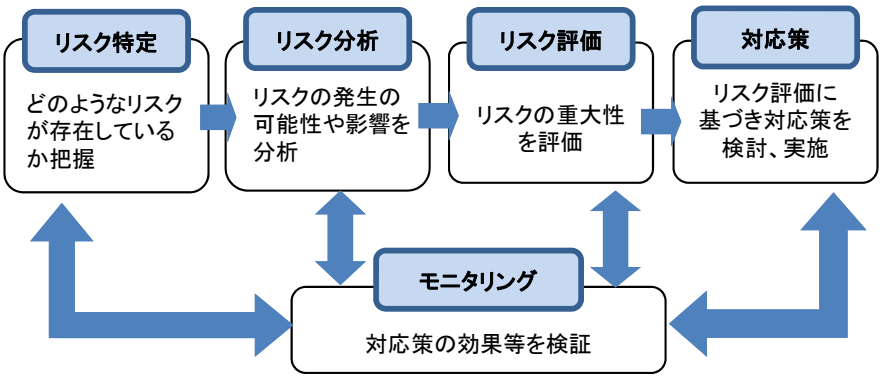

資料：農林水産省作成

不測の事態に的確に対応するためには、平素から、食料供給に影響を与える可能性のリスクについて定期的に分析・評価することが必要です。

今回初めて、米や小麦など主要な農畜水産物を対象に、国内外の様々なリスクについて、発生頻度や影響度を分析し、現在や将来の影響などを評価しました。

今後、毎年度このようなリスクの分析・評価を行い、結果を公表します。

図表13-2 リスク評価結果の概要（畜産物の例）

区分			発生頻度の蓋然性等	影響度	現状評価	過去10年程度の動向評価	5～10年後の評価（影響を評価した時点）
海外におけるリスク	一時的・短期的	大規模自然災害や異常気象	低	全国的	影響なし	変化なし	変化なし
		家畜の伝染性疾病	中	全国的	影響なし	変化なし	変化なし
		食品の安全に関する事件・事故	低	部分的	影響なし	変化なし	変化なし
		港湾等での輸送障害	低	全国的	影響なし	変化なし	変化なし
		輸出国の政情不安、テロ	低	全国的	影響なし	変化なし	変化なし
		輸出国における輸出規制	低	全国的	影響なし	変化なし	変化なし
		為替変動	中	全国的	影響なし	変化なし	変化なし
		石油・石油ガス等の燃料の供給不足	低	全国的	影響なし	変化なし	変化なし
	顕在化	地球温暖化等の気候変動	顕在化	全国的	影響なし	悪化	悪化(2050年以降)
		肥料需給のひっ迫	－	－	－	－	－
		遺伝資源の入手困難	－	－	－	－	－
		水需給のひっ迫	－	－	－	－	－
		単収の伸び率の鈍化	－	－	－	－	－
		水産資源の変動	－	－	－	－	－
		人口増加に伴う食料需要増加	顕在化	全国的	影響なし	悪化	悪化(2050年)
		バイオ燃料向け需要の増加	－	－	－	－	－
		新興国との輸入の競合	顕在化	全国的	影響なし	悪化	悪化
国内におけるリスク	一時的・短期的	大規模自然災害や異常気象	低	限定的	影響なし	変化なし	変化なし
		家畜の伝染性疾病	中	全国的	影響なし	変化なし	変化なし
		食品の安全に関する事件・事故	低	部分的	影響なし	変化なし	変化なし
		食品等のサプライチェーンの寸断	中	地域的	影響なし	変化なし	変化なし
	顕在化	地球温暖化等の気候変動	顕在化	全国的	影響なし	悪化	悪化(2060年)

●**発生頻度の蓋然性等**：概ね3年に1回程度発生「**高**」、概ね10年に1回程度発生「**中**」、概ね30年に1回程度発生「**低**」、既に顕在化しつつあるリスク「**顕在化**」
●**影響度**：国内全体の食料供給に影響があるもの「**全国的**」、一部の食料供給に影響があるもの「**地域的（または部分的）**」、
さらに影響が限定的なもの「**局地的（または限定的）**」

資料：農林水産省作成

国際交渉への戦略的な対応

図表14-3 各国とのEPA・FTA交渉

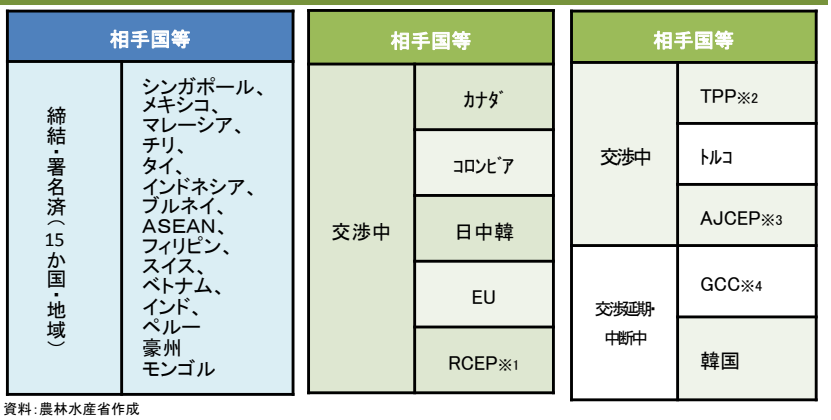

資料：農林水産省作成
注：1)RCEP：東アジア地域包括的経済連携。ASEAN10か国にEPA／FTAを有する日中韓印豪NZ6か国が交渉に参加する広域経済連携。
2)TPP協定交渉参加国：シンガポール、NZ、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本。
3)AJCEP：日ASEAN包括的経済連携（サービス・投資のみ）。
4)GCC（湾岸協力理事会）加盟国：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。

経済連携においては、我が国の農林水産品が交渉において慎重に扱うべき事項であることに十分に配慮し、重要品目の再生産が引き続き可能となるよう、交渉を行います。

また、海外からの輸入に依存している穀物等の安定供給を確保するため、食料安全保障の観点からも輸入相手国との関係を維持・強化することが重要です。

日豪ＥＰＡにおいて輸出禁止措置等を導入しないよう努める規定が設けられたように、輸出禁止・規制に関する規律を強化するなど、食料の安定供給の確保に資するよう交渉を進めます。

第３ 食品の安全確保と消費者の信頼の確保

基本計画P29～P.31

- 食品の安全を確保するため、「後始末より未然防止」の考え方を基本に、科学的知見に基づき、国際的な枠組みによる、リスク評価※1、リスク管理※2及びリスクコミュニケーション※3を行います。
- 消費者の信頼を確保するため、食品表示情報の充実や適切な表示、食品産業事業者等による主体的な取組等を推進します。

※1　リスク評価：食品中に含まれる危害要因の摂取による健康への悪影響を科学的に評価すること
※2　リスク管理：リスク低減のための政策や措置を検討し、必要に応じて実施すること
※3　リスクコミュニケーション：リスクに関する関係者間の情報及び意見の交換

国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

食品の安全性を向上させるため、含有実態調査や分析法等の研究を実施します。

それらの結果を踏まえ、必要に応じて、当該有害化学物質等に係る生産・製造段階の安全性向上対策をまとめた低減指針等を作成し、現場に周知します。

また、これまで作成した低減指針等も含め、その効果を検証し、必要に応じて見直しを行います。

図表14-1　食品の安全性の向上

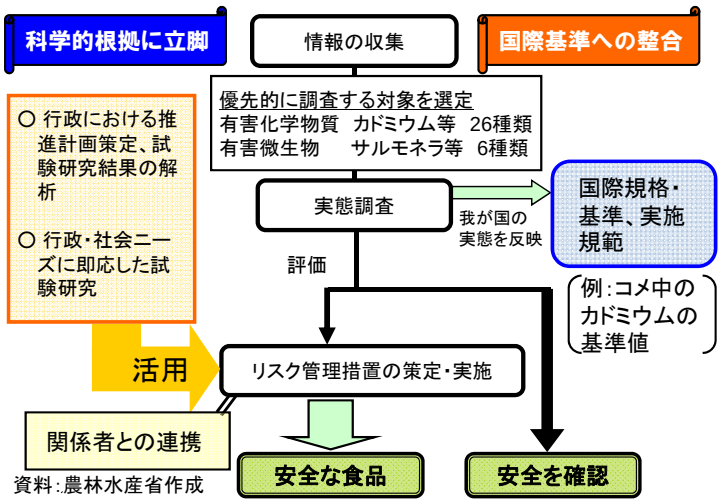

資料：農林水産省作成

農業者や産地において、農林水産省のガイドラインに則した一定水準以上のGAPの普及、拡大を推進します。

食品製造事業者において、特に、中小規模層の事業者へのHACCP導入を進めるため、必要な環境整備、人材育成等を推進します。

農業生産工程管理（GAP）とは
農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

図表14-2　ガイドラインに則したGAPの導入産地数

	ガイドライン※1に則したGAP導入産地数	GAP導入産地数に占める割合
5品目計	**1010**	**37%**
野菜	670	40%
米	96	36%
麦	78	38%
果樹	115	29%
大豆	51	32%

（※1）農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン
（※2）調査対象は、野菜、米、麦、果樹、大豆のGAP導入産地

農林水産省調べ
平成26年３月末現在

食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保

「食品表示法」の下、関係府省の連携を強化して立入検査等の執行業務を実施します。

また、産地判別等への科学的な分析手法の活用等により、効果的かつ効率的な監視を実施し、食品表示の適正化を担保します。

加工食品の原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討します。

図表14-3　食品表示法の概要（平成25年法律第70号）

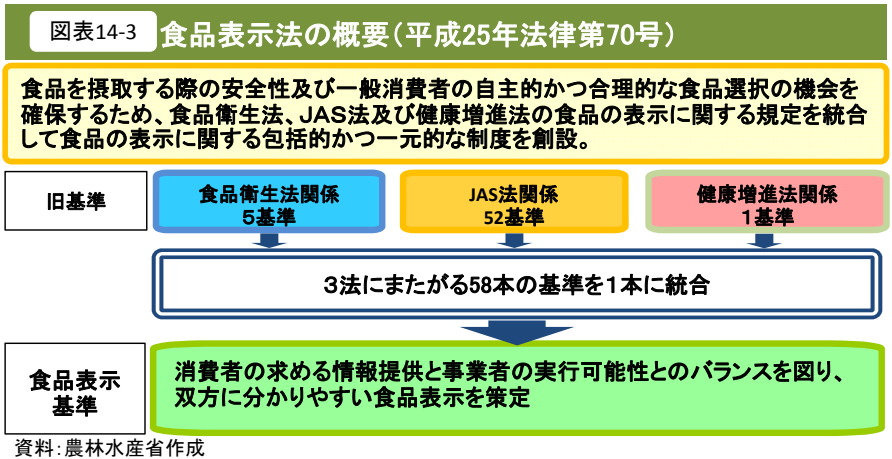

資料：農林水産省作成

第３

食育の推進と消費拡大、「和食」の保護・継承

基本計画P31～P.32

- 消費者各層の多様なニーズや特性を類型化し、それぞれの類型に適した具体的な食育の推進方策を検討し、実施します。
- 「日本型食生活」の推進と併せて、幅広い世代に対する農林漁業体験の機会の提供を一体的に推進し、食や農林水産業への国民の理解を増進します。
- 「和食」の保護・継承を本格的に進めます。

食育の推進と国産農産物の消費拡大

図15-1　農林漁業体験を通じた食育の推進

これまでの取組

○地域における教育ファーム等の農林漁業体験の活動に対する支援を実施。

○全国の教育ファームのデータベース整備、全国農林漁業体験スポット一覧として公表。
○効果的な農林漁業体験推進のための教育ファーム運営の手引きの普及。企業向け導入マニュアル、教科と関連付けた学校教材の作成。

今後の方向性

○食、農業、農村、命の大切さ、自然環境、伝統文化などの理解を深めるためには、学ぶ機会としての体験活動は極めて重要。
○農林漁業体験や工場見学など食料の生産から消費に至るまでの様々な体験活動は消費者の食や農林水産業の理解増進に極めて有効であり、学校教育のみではなく、幅広い世代に対しライフステージに応じた体験機会を提供。

（平成27年3月6日公表、今後の食育推進施策について（最終取りまとめ）より）

資料：農林水産省作成

食育関連施策を効果的かつ効率的に推進するため、食育を実践する農業者、食品産業事業者、教育関係者等の現場の声を把握し、積極的な活動を促すための仕組みを構築します。

国産農産物の消費拡大に向けて、食育や「和食」の保護・継承、医福食農連携、農観連携、品目別の需要拡大等を推進する取組と連携しつつ、官民一体となった国民運動を推進します。

また、関係府省が連携しつつ、地産地消を更に推進します。

「日本型食生活」とは
ごはんを中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶など多様な副食などを組み合わせ、栄養バランスに優れた食生活です。

「和食」の保護と次世代への継承

「和食」に関する国民の関心と理解が深まるよう、「和食」の栄養バランスの健康への寄与等に関する科学的解明とその普及を推進します。

また、学校給食や家庭における「和食」の提供機会の拡大、「和食」の継承に向けた地域における食育活動、和室等を活用した和の文化の一体的な魅力発信などを推進します。

図表15-2　「和食」のユネスコ無形文化遺産登録

ユネスコ無形文化遺産とは

・「無形文化遺産」とは、芸能や伝統工芸技術などの形のない文化であって、土地の歴史や生活風習などと密接に関わっているもののこと。ユネスコの「無形文化遺産保護条約」では、この無形文化遺産を保護し、相互に尊重する機運を高めるため、登録制度を実施。登録国には遺産の保護が求められる。

認定書授与式（平成26年11月9日）

提案名称	「和食；日本人の伝統的な食文化」－正月を例として－
提案内容	「自然の尊重」という日本人の精神を体現した、食に関する社会的慣習

特徴①：多様で新鮮な食材と素材の味わいの活用
・明確な四季と国土の地理的多様性により、地域に根差した多様で新鮮な食材を使用
・素材の味わいを活かす調理技術・道具が発達

特徴②：健康的な食生活を支える栄養バランス
・「うま味」の活用等により動物性油脂を多用せず、長寿や肥満防止に寄与
・米、汁、魚や野菜などのおかずなどにより食事がバランス良く構成

特徴③：自然の美しさや季節の移ろいの表現
・食事の場で、自然の美しさや四季の移ろいを表現
・季節の花や葉などを料理にあしらったり、季節に合った調度品や器を利用

特徴④：正月などの年中行事との密接な関わり
・正月などの年中行事と「食」が密接に関連
・「食」を分け合い、時間を共にすることで、家族や地域の絆を強める

資料：農林水産省作成

第３

新たな価値の創出による需要の開拓

基本計画P32～P.34

- 農業者が明確な事業戦略の下で主体的に取り組む６次産業化等を推進することにより、バリューチェーンの構築や、イノベーションを通じた新たな価値の創出等を促進します。
- こうした取組を通じ、消費者のニーズ等を踏まえた機動的な経営判断等を行うことができる農業経営体の創出を推進します。
- 食品産業の競争力強化に向けた取組を促進します。

６次産業化等の取組の質の向上と拡大に向けた戦略的推進

６次産業化等の取組の発展段階や取組主体に応じた支援施策の活用を推進します。

６次産業化等の取組の成功の要因や今後の課題等の分析成果を踏まえ、現場の取組を促進します。また、６次産業化等の取組をコーディネートする人材を育成するための取組を含め、農業者等を適時・的確にサポートする体制の充実等を図り、取組の更なる拡大、向上を推進します。

６次産業化等を地域ぐるみで推進するため、地域における連携の場等を設置し、地域の戦略等の策定を促進します。

図表16-1　６次産業化に関する経営の発展段階に応じた支援

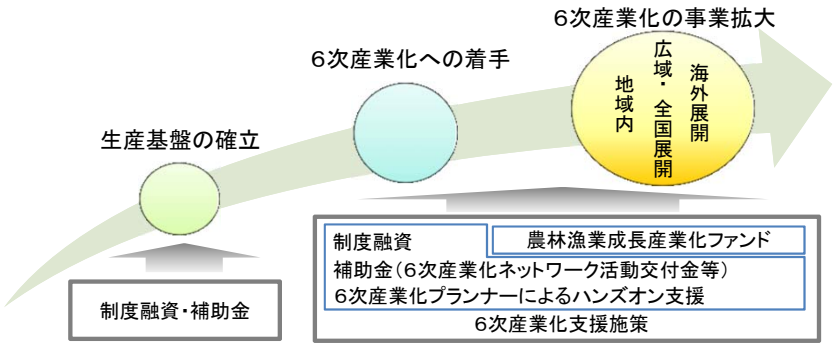

資料：農林水産省作成

図表16-2　農林漁業成長産業化ファンド

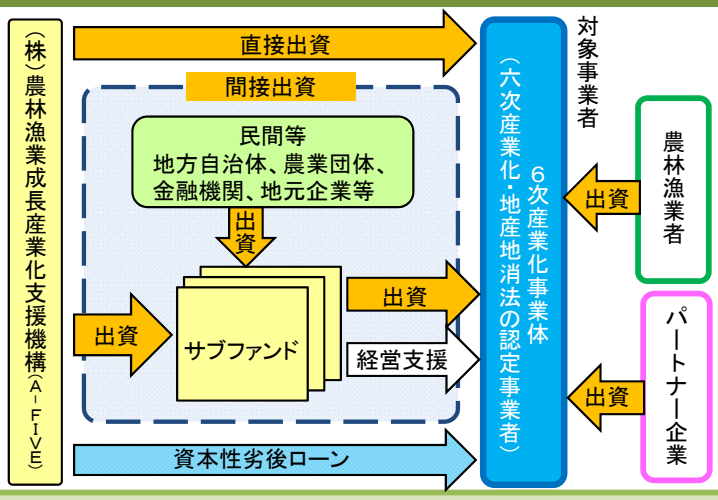

サブファンドの実績
（平成27年3月23日現在）

【設立実績】
サブファンド数：**52**
出資総額：**748億円**

【出資実績】
6次産業化事業体数：**53**
出資決定金額：**35.3億円**
（うちA-FIVE分：**17.7億円**）

資料：農林水産省作成

食品産業の競争力の強化

輸入食品との競争が激化する中で、①　高齢化の進展や人口減少、②　女性の社会進出等による市場環境の変化に的確に対応し、引き続き食品産業がその役割を十分に発揮していくことができるよう、中小規模の事業者も含め食品産業全体の競争力の強化に向けた取組を促進します。

図表16-3　高齢者（65歳以上）の人口の推移

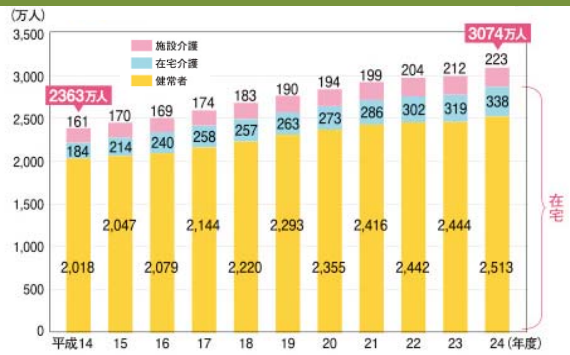

資料：高齢者人口は、総務省「人口推計」（各年10月1日現在）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」より作成。在宅介護及び施設介護は、厚生労働省「介護保険事業状況報告」。

図表16-4　新しい介護食品（スマイルケア食）

今後の取組方向

- 介護食品の認知度向上
- 地域の農産物等を使った介護食品の開発・普及
- 輸出促進

スマイルケア食

資料：農林水産省作成

第３ グローバルマーケットの戦略的な開拓

基本計画P34～P.37

・　今後成長が見込まれる世界の食関連市場の獲得に向けて、アジア諸国のみならず、欧米の大市場も重視しつつ、日本の農林水産物・食品の輸出や、食品産業のグローバル展開を促進します。

・　国内外の市場において、戦略的に知的財産を生み出し(創造)、経済的価値につなげ(活用)、模倣品・海賊版から守る(保護)取組を推進します。

官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進

図表17-1　農林水産物・食品の輸出額の推移

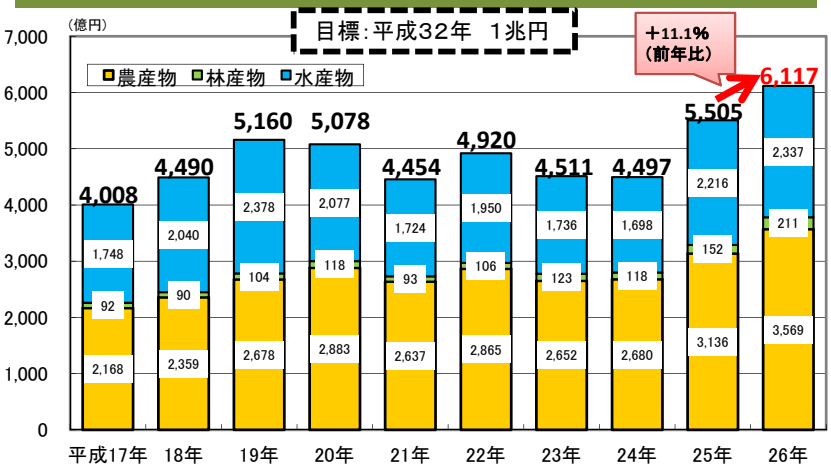

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で作成

これまでの輸出促進の取組は、産地単位や都道府県単位等の取組にとどまり、特定の国や時期に輸出が集中するなどの課題が生じていました。

このため、オールジャパンの輸出促進の司令塔である輸出戦略実行委員会において、品目別や品目横断的な課題への対応方向を検討するとともに、主要品目別に設立された輸出団体による輸出拡大の取組を関係府省等が連携して推進します。

農畜産物の輸出については、卸売市場や産地における輸出検査の実施、輸出可能品目の情報提供等国内における輸出環境を整備するとともに、重点国や重点品目を中心に、科学的根拠に基づき、検疫協議を戦略的に実施します。

食品産業のグローバル展開

図表17-2　「海外展開」への取組み状況

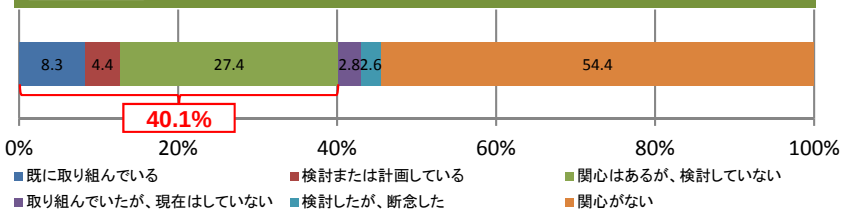

資料：日本政策金融公庫「食料産業の輸出・海外展開に関する調査結果（平成26年上半期）」を基に農林水産省で作成

食品産業の海外展開を促進するため、「グローバル・フードバリューチェーン戦略」を推進しつつ、国際的な規格策定への参画、国際的に通用する食品安全管理に関する規格の構築等の環境整備を推進します。

知的財産の戦略的な創造・活用・保護

図表17-4　地理的表示保護制度の概要

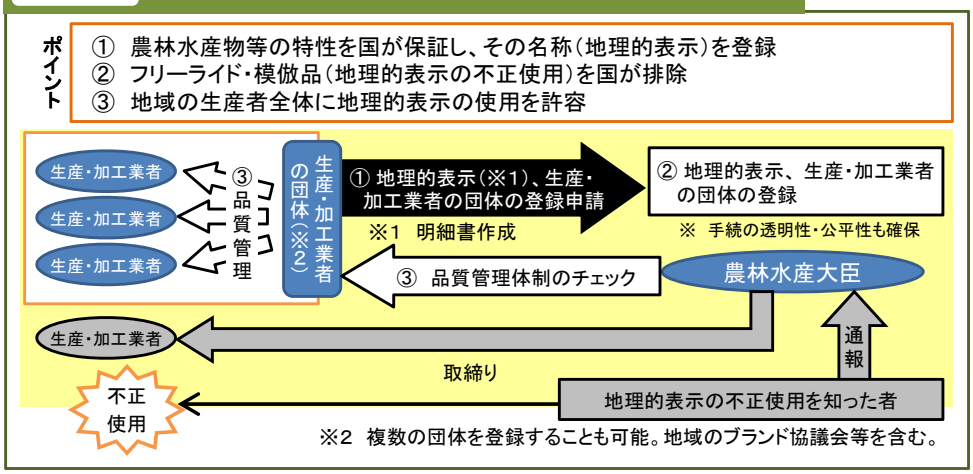

制度創設の効果

① **生産者利益（地域の知的財産）の保護**
【農林水産物等の適切な評価・財産的価値の維持向上】

② **需要者利益の保護**
【高付加価値の農林水産物等の信用の保護・需要の確保】

品質、社会的評価等の特性が産地と結びついている産品について、その名称を保護する地理的表示保護制度の活用を促進します。

また、戦略的知的財産活用マニュアルの普及啓発により、育成者権や商標権といった特性の異なる知的財産権を組み合わせる等、戦略的に知的財産を利活用する取組を促進します。

資料：農林水産省作成

第３

法人化等を通じた経営発展の後押し

基本計画P40～P.41

・　効率的かつ安定的な農業経営を育成し、こうした農業経営が、農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、認定農業者等の担い手に対し、重点的に経営発展に向けた支援を実施します。

・　また、経営管理の高度化などの面でメリットが多いことから、農業経営の法人化を推進します。

担い手への重点的な支援の実施

「効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体」に「それを目指している経営体」も加え、併せて、「担い手」と考え、具体的には、

① 効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営の改善に取り組む「認定農業者」、

② 将来、認定農業者となると見込まれる「認定新規就農者」

③ 将来、法人化して認定農業者となることも見込まれる「集落営農」

を「担い手」として位置付け、これらの経営体に経営所得安定対策や融資、税制等の政策を集中して実施します。

図表18-1　「担い手」について

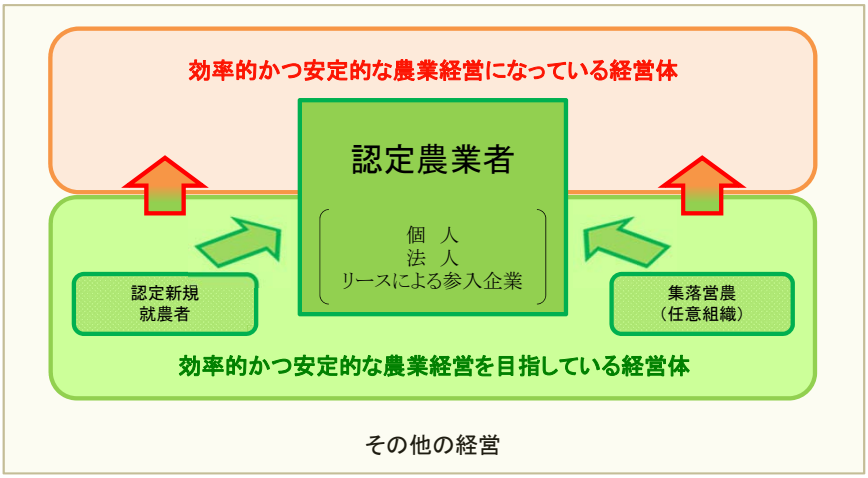

農業経営の法人化等の加速化

農業経営の法人化を促進するため、大規模な家族農業経営や集落営農等を中心に、

① 法人化のメリットや手続

② 財務・労務管理に関する情報やノウハウ

等の普及啓発を行うとともに税理士等の経営に関する専門家による相談・指導体制の整備などを推進します。

労働力不足の状況に対応し、農業法人において、幅広い年齢層や他産業からの人材などの活用を図るため、

① 他産業並みの就業環境の整備

② 従業員のキャリアパスとして別の法人の経営者として独立する取組

等を促進します。

図表18-2　法人化のメリットと法人化の推進方策

法人化のメリット	
経営管理	・経営管理が徹底され、家計との分離が可能
経営判断できる体制	・役職員による組織的な経営判断が可能
経営の継承	・次期社長等の早期選定等を行い円滑に経営を継承していくことが可能
投資財源の確保	・出融資や税制特例の活用による適切な投資が可能
雇用の確保	・雇用労働力の活用等による生産規模の拡大、販売・加工への進出が可能 ・若年層の雇用により役職員の年齢構成を世代間バランスの取れたものとすることが可能

法人化の推進方策

- ○ スーパーL資金による融資（法人になると融資限度額が大幅アップ）。
- ○ アグリビジネス投資育成株式会社等による出資。
- ○ 農業経営基盤強化準備金の税制特例。
- ○ 集落営農、個人経営の法人化の支援。
- ○ 農業法人が従業員を別の法人として独立させる取組（いわゆる「のれん分け」）の支援。
- ○ 農外企業やその子会社のリース方式による参入を促進。

補足

○ 効率的かつ安定的な農業経営：主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそん色ない水準の生涯所得を確保し得る経営。（効率的とは、生産性と収益性が高いこと。安定的とは、中長期的かつ継続的な発展性を有すること。）

第３

担い手の育成・確保、女性農業者のための環境の整備

基本計画P.41～P.42

- 将来的に世代間のバランスのとれた農業就業構造を実現するため、農業の内外からの青年層の新規就農を促進します。
- また、経営感覚を持った人材の育成・確保の取組を促進するほか、次世代の担い手への円滑な経営継承や企業の農業参入を促進します。
- 女性農業者が一層活躍できる環境整備を進めます。

新規就農や人材の育成・確保、経営継承等の促進

図表19-1　農業就業者数（平成22年）

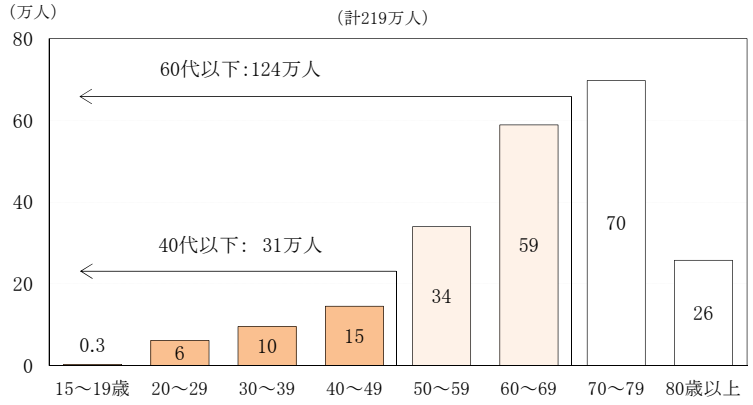

資料：農林水産省「農林業センサス」（組替集計）、
総務省「国勢調査」（調査票情報を農林水産省で独自に集計）により作成。

将来的に世代間のバランスのとれた農業就業構造を実現するためには、青年層の農業就業者を増加させていくことが喫緊の課題です。

このため、農業の内外からの青年層の新規就農を促進します。

また、次世代に農地等の資源を着実に継承するため、経営継承や企業の農業参入を促進します。

図表19-2　企業参入の状況

	改正農地法施行前（H15.4～H21.12）	改正農地法施行後（H21.12～H26.12）	増加数	増加率
参入法人数	436	1,712	1,276	393%
うち株式会社	250	1,060	810	424%
1年当たり平均参入数	65	342	278	530%

資料：農林水産省作成

企業の農業参入は、農業界と産業界の連携による地域農業の発展に資するとともに、特に担い手が不足している地域においては農地の受け皿として期待されています。

このため、農地中間管理機構を中心としてリース方式による企業の参入を促進します。

女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備

図表19-3　女性役員・管理職の経営への貢献

融資後3年間の売上高増加率

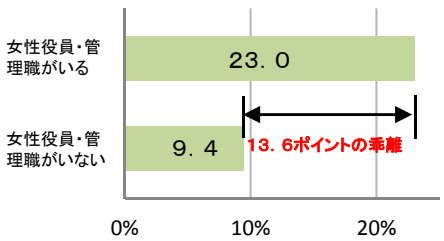

融資後３年間の売上高経常利益率の推移

女性役員・管理職がいる	2.0ポイント上昇（融資前 0.9% → 融資後 2.9%）
女性役員・管理職がいない	0.1ポイント低下（融資前 1.5% → 融資後 1.4%）

（備考）1．株式会社日本政策金融公庫「農業経営の現場での女性活躍状況調査」（平成25年1月）による。
2．調査対象は、日本公庫融資先のうち6次産業化・大規模経営に取り組む農業者。

女性農業者は農業就業者の４割を占め、地域農業の振興や農業経営の発展、６次産業化の展開に重要な役割を担っています。

女性農業者が一層活躍できる環境整備を進めるため、地域農業に関する方針等に女性農業者等の声を反映させる取組を推進します。

第３

担い手への農地集積・集約化

基本計画P.42～P.43

- 農地中間管理機構をフルに稼働させることで、担い手への集積・集約化を推進します。
- 各地域の人と農地の問題を解決していくため、人・農地プランの作成と定期的な見直しを推進します。
- 農業者等が行う、荒廃農地を再生利用する取組を推進するなど、荒廃農地の発生防止と解消に努めます。

力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

各都道府県に整備された農地中間管理機構をフルに稼働させ、担い手への集積・集約化を推進します。

この場合、地域の状況に応じ、
① 各地域の人・農地プランと連動した取組
② 新規参入企業など公募に応募した受け手のニーズに対応した取組
③ 農業法人等が分散した農地を交換により集約化するための取組
④ 基盤整備事業と連携した取組
という４つのアプローチを推進し、農地中間管理機構のフル稼働につなげていきます。

図表20-1 農地中間管理機構の仕組み

農地中間管理機構の整備・活用（法整備・予算措置・現場の話合いをセットで推進）

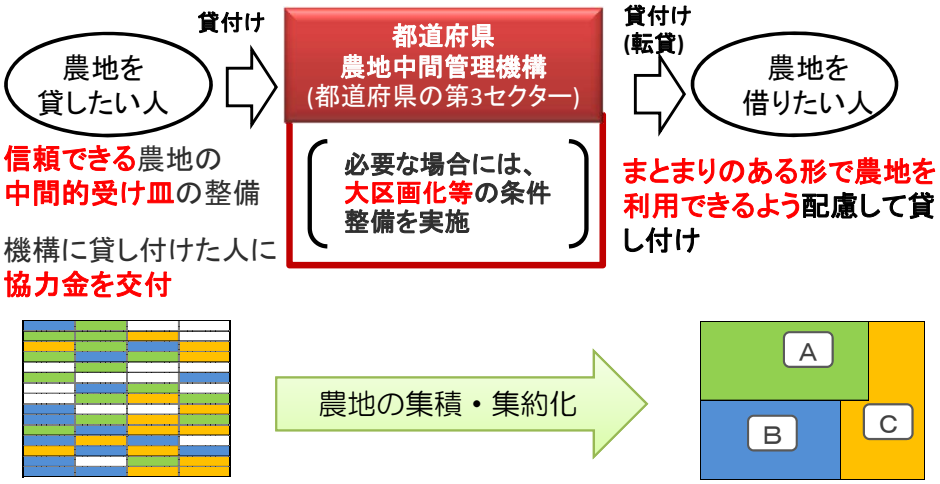

資料：農林水産省作成

荒廃農地の発生防止・解消等の推進

農業者等が行う、荒廃農地を再生利用する取組を推進するとともに、再生利用可能な荒廃農地の農地中間管理機構への利用権設定を進めることにより、荒廃農地の発生防止と解消に努めます。

また、有効かつ持続的に荒廃農地対策を進めるため、関連施策との連携のあり方について総合的に検討し、必要な施策を実施します。

図表20-2 農地・荒廃農地について

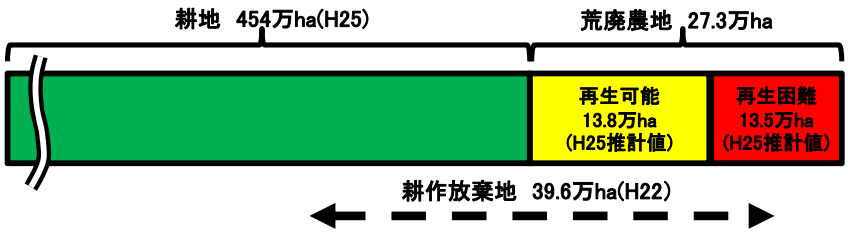

出典：大臣官房統計部「耕地及び作付面積統計(平成25年)」、「2010年世界農林業センサス」、農村振興局「平成25年荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」
注）耕地は休耕地及び不作付地を含む値である。

○荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地
○再生利用が可能な荒廃農地	荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの
○再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	荒廃農地のうち、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの

補足
○ 耕作放棄地は、農林水産省統計部「農林業センサス」により5年に1回把握される、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする考えのない土地」（農家等の主観ベースの面積）を表すもの。（平成22年：39.6万ha）

第３

経営所得安定対策の推進、収入保険制度等の検討

基本計画P.43～P.44

- 担い手を対象として、経営所得安定対策を規模要件を課さずに実施します。
- 農業経営全体の収入に着目した収入保険の導入について、制度の法制化に向け、検討を進めます。

担い手を対象とした経営所得安定対策の着実な推進

担い手の農業経営の安定を図り、我が国農業のさらなる構造改革を進める観点から、「畑作物の直接支払交付金」及び「米・畑作物の収入減少影響緩和対策」について、平成27年産から認定農業者、認定新規就農者、集落営農を対象として、規模要件を課さずに実施します。

図表21-1　平成27年産以降の経営所得安定対策

畑作物の直接支払交付金
（生産条件不利補正対策（ゲタ対策））

（諸外国との生産条件格差による不利がある畑作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）について、恒常的なコスト割れ相当分を補填するもの）

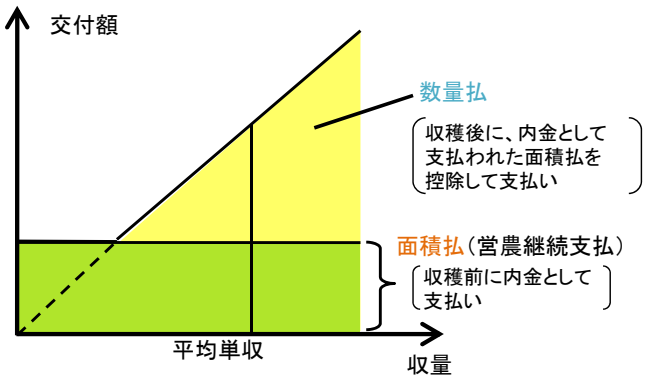

資料：農林水産省作成

米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

（米と畑作物について、農業者1：国3の割合で拠出をし、その年の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補填するもの）

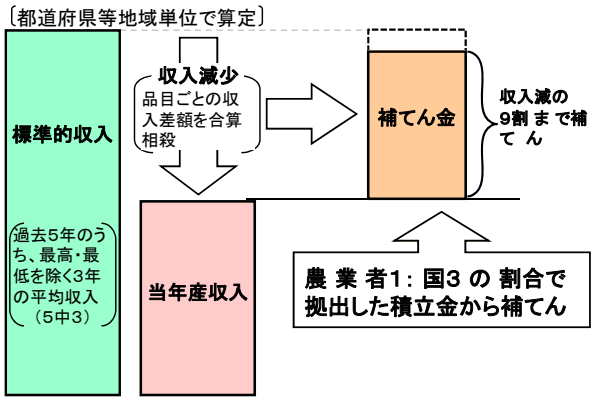

資料：農林水産省作成

経営の新たなセーフティネットとしての収入保険制度等の検討

農業経営全体の収入に着目した収入保険の導入について、制度の仕組みの検証等を行う事業化調査を実施するなど、制度の法制化に向け、検討を進めます。

その際、既存の制度と重複がないよう、在り方を含めて関係を整理します。また、収入保険の検討と併せて、農業災害補償制度の在り方を検討します。

図表21-2　農業経営の新たなセーフティネットの検討

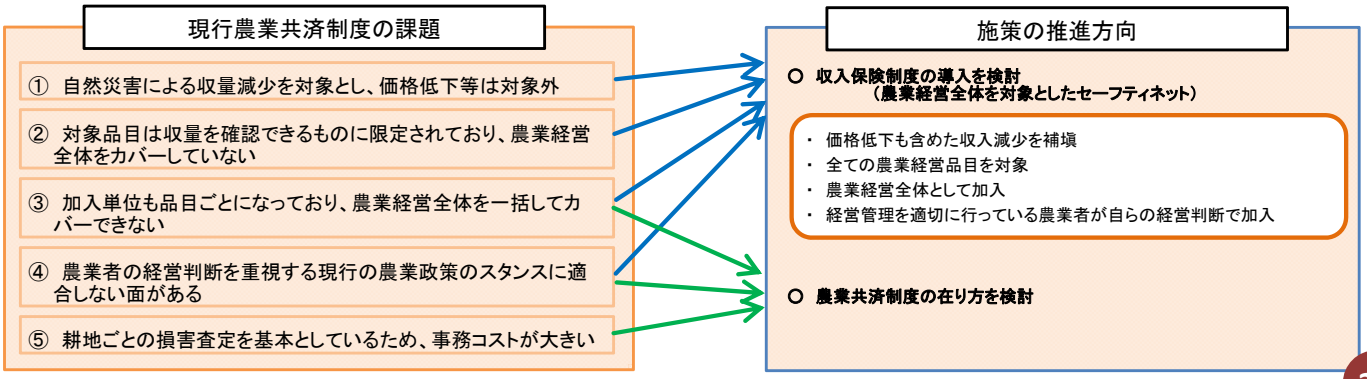

資料：農林水産省作成

第３

農業生産基盤整備の推進

基本計画P.44～P.45

- 食料自給率・食料自給力の維持向上等を図るため、地域の特性に応じて、農地の大区画化、汎用化や畑地かんがい施設の整備等を推進します。
- 農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理を推進します。
- 「国土強靱化基本計画」等を踏まえ、農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策を推進します。

力強い農業を支える農業生産基盤整備

担い手への農地集積・集約化や生産コストの削減を確実に進めるとともに、収益性の高い農業経営を実現するため、農地中間管理機構との連携を図りつつ、農地の大区画化、汎用化や畑地かんがい施設の整備を推進します。

また、農業構造や営農形態の変化に対応した水管理の省力化や水利用の高度化を図るため、ICTや地下水位制御システム等の新たな技術の導入やパイプライン化等による新たな農業水利システムの構築を推進します。

図22-1　新たな農業水利システムの構築

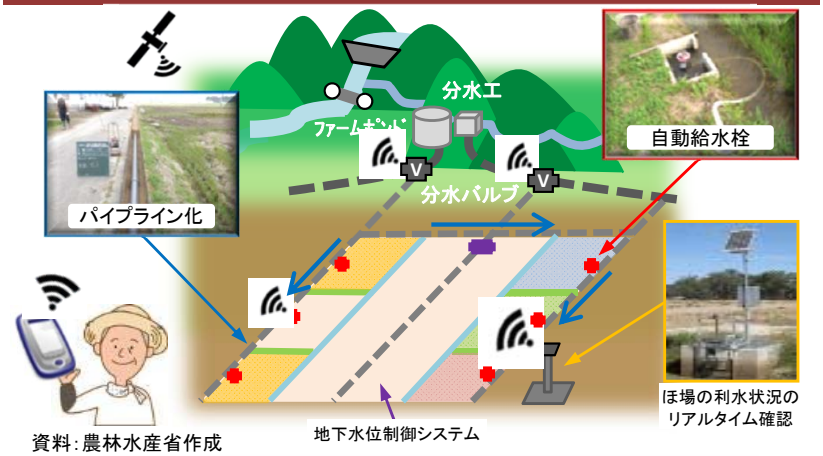

資料：農林水産省作成

老朽化等に対応した農業水利施設の持続的な保全管理

農業水利施設の老朽化が進行する中、将来にわたって施設機能の安定的な発揮を図るため、施設の徹底した長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理を推進します。

基幹から末端に至る一連の施設の保全管理の充実・強化に向けて、多面的機能支払制度等の活用等を通じ、関係者による一体的な保全管理体制の構築を推進します。

図22-2　多様な主体による農業水利施設の管理

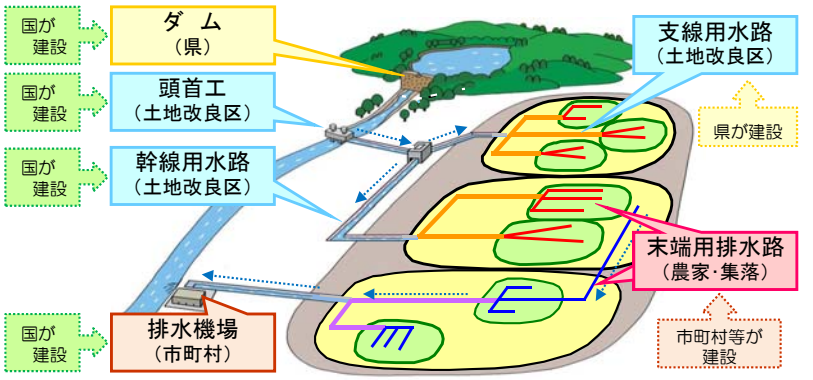

資料：農林水産省作成

農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策

都市化や混住化が進行する農村地域において、安定的な農業経営や安全・安心な暮らしを実現するため、「国土強靱化基本計画」等を踏まえ、ハード・ソフト対策を適切に組み合わせて、農村地域の防災・減災対策を推進します。

その際、地域の実情やリスク評価に応じた施策の重点化や優先順位付けを行いつつ、既存施設の有効活用や地域コミュニティ機能の発揮等により効率的に対策を推進します。

図22-3　農村地域における防災・減災対策

資料：農林水産省作成

第３

生産・供給体制の改革

基本計画P.45～P.47

- 需要構造等の大きな変化に対応するとともに、輸出拡大も見据えた生産・供給体制の整備を推進します。
- 米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を推進します。
- 畜産クラスター構築等による畜産の競争力強化、実需者ニーズ等に対応した園芸作物、有機農産物や薬用作物等の供給力の強化を図ります。

米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大

図表20-1　主な戦略作物の生産拡大に向けた取組

■ 飼料用米【110万t】

- 米産地と畜産現場の結び付け等の各種課題の解決に向けた取組を推進
- 多収性専用品種の開発・導入や新たな栽培技術の実証を推進
- 生産・流通コスト削減等のため、施設の再編整備、流通の合理化、配合飼料工場を通じた供給体制や畜産農家における利用体制の整備等を推進

■ 米粉用米【10万t】

- 多様な用途に対応した加工技術の改良、開発及びその普及による加工コストの低減、新たな米粉製品の開発等の取組を推進

■ 麦、大豆【小麦：95万t、大麦・はだか麦：22万t、大豆：32万t】

- 地域条件に適応する生育特性や加工適性、多収性を備えた新品種の開発と導入
- 排水対策や地力維持に資する輪作体系等の栽培技術の開発と導入を推進

資料：農林水産省作成

行政による生産数量目標の配分に頼らない<u>需要に応じた生産を推進</u>します。

戦略作物については、水田活用の直接支払交付金による支援と左記の取組により、生産性を向上させ、本作化を推進します。

品目ごとの生産努力目標の確実な達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図ります。

畜産クラスター構築等による畜産の競争力強化

図表20-2　高収益型畜産体制の構築

➢関係事業者の連携・結集により地域ぐるみで収益性を向上させる新たな取組（畜産クラスター）の実証、全国普及等を支援。
➢畜産クラスターの構築を推進し、地域ぐるみで収益性の向上を実現。

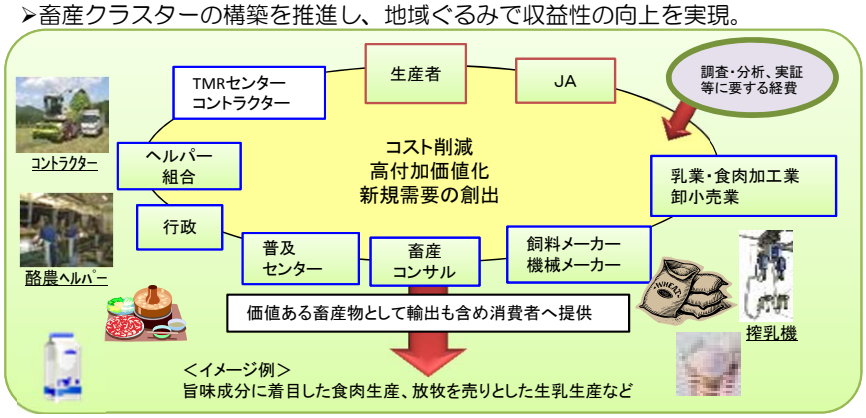

資料：農林水産省作成

農家戸数、飼養頭数が減少している現状を踏まえ、
・畜産クラスターの推進による競争力、生産基盤の強化
・搾乳ロボット、外部支援組織等の活用による労働負担の軽減
・性判別受精卵・精液を活用した優良牛の確保
・飼料用米、エコフィードの利用、放牧の活用等による国産飼料の利用などの取組を推進します。

園芸作物、有機農産物、薬用作物等の供給力の強化

図表20-3　加工・業務用野菜に必要な新品種・新技術の導入

新技術・機械化一貫体系の導入

キャベツ収穫機＜機械化＞

加工・業務用向け新品種の導入

縦長で加工歩留まりが高い品種

資料：農林水産省作成

需要が増加している加工・業務用野菜のニーズに対応するため、
・専用品種の開発と導入
・機械化一貫体系の確立
・流通の効率化
などの取組を推進します。

有機農産物について、栽培技術体系の確立・普及や需用者と生産者のマッチングの推進等により、生産拡大を推進します。

薬用作物について、契約栽培の取組を推進するとともに、栽培技術の確立等を推進します。

第３

生産・流通現場の技術革新等の推進

基本計画P.47～P.49

- 生産・流通現場が直面する課題を速やかに解決する研究開発の新たな仕組みづくりを推進します。
- 担い手の規模拡大、省力化や低コスト化などを実現するため、ロボットやICTを活用したスマート農業や次世代施設園芸等の取組を推進します。
- 農作業事故防止のため、より実効性のある農作業安全対策を推進します。

戦略的な研究開発と技術移転の加速化

生産・流通現場が直面する課題を速やかに解決する研究開発を進めるため、

- 研究開発段階における農業者や食品産業事業者、普及組織等の参画
- ロボット技術、ICT、ゲノム技術等の最先端技術の応用

などにより、農業者等のニーズに直結する研究開発を戦略的に推進します。

また、革新的な技術等を有する大学や研究機関と民間企業、金融機関を結びつけ、共同研究や事業化を加速化するプラットフォームづくりを推進します。

資料：農林水産省作成

図21-1 プラットフォーム

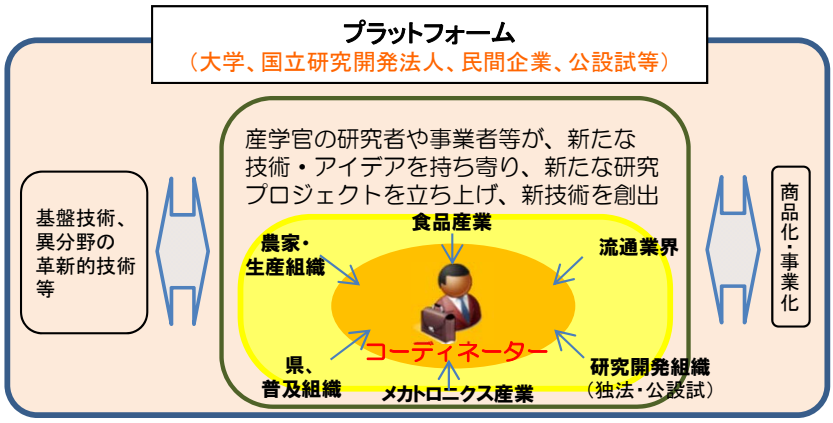

先端技術の活用等による生産・流通システムの革新

高齢化や労働者不足が進む中で、担い手の規模拡大、省力化や低コスト化を実現するため、

- スマート農業の実現に向けた取組、次世代施設園芸拠点の整備
- 大規模経営に適合した省力栽培技術の開発と導入
- 農作業の外部委託が円滑にできる　環境の整備

などを推進します。

併せて、需要に応じた生産や高付加価値化を進めるための技術導入、異常気象などのリスクを軽減する技術の確立を推進します。

図21-2 先端技術を活用したロボット技術の導入

パワーアシストスーツにより、傾斜地での農産物の運搬など、機械化が難しい重労働の軽労化を実現

有人－無人協調システムを導入した複数走行により、限られた作期に作業できる規模を拡大

資料：農林水産省作成

効果的な農作業安全対策の推進

農作業事故防止のため、

- リスクアセスメント手法の導入
- 研修体制等の見直し
- 安全性の高い農業機械の開発・普及

を推進します。

図21-3 実効ある農作業安全対策の推進

資料：農林水産省作成

第３

環境政策の推進

基本計画P.49～P.50

- 農林水産業は気候変動の影響が大きいことから、政府全体の適応計画の策定と連動し、農林水産分野に関する適応計画を策定し推進します。
- 農業生産活動を通じた生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進します。
- 農業の自然循環機能を維持増進し、持続可能な農業の確立を図ります。

気候変動に対する緩和・適応策の推進

図表22-1　地球温暖化による農業への影響と適応技術の開発

【高温によるぶどうの着色不良】

【環状はく皮技術による着色不良対策】

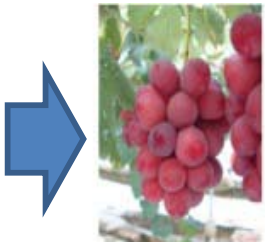

【正常】

資料：農林水産省作成

温室効果ガスの排出を削減するため、
- 施設園芸や農業機械の省エネ対策
- 施肥の適正化
- 家畜排せつ物の利用促進

などを推進します。

農林水産分野における気候変動適応計画を策定し、影響評価や適応技術の開発等を推進します。

生物多様性の保全及び利用

図表22-2　生きものマークの取組事例

名称：コウノトリの舞
取組地域：豊岡市

概要：コウノトリも棲める豊かな自然環境を取り戻すため、環境に配慮した方法で栽培されている米などの農作物に対して認証

名称：ふゆみずたんぼ米
取組地域：大崎市

概要：蕪栗沼周辺に多数飛来するマガンなどの水鳥のねぐらを提供するため、冬季湛水を実施している水田で栽培された米を「ふゆみずたんぼ米」として販売

名称：朱鷺と暮らす郷づくり
取組地域：佐渡市

概要：2008年に放鳥されたトキのえさ場を確保するため、特別栽培かつ「生きものを育む農法」を実施している水田で栽培された米を認証

資料：農林水産省作成

「生きものマーク」の効果についての検証結果や先進的な取組事例等を情報発信するとともに、グリーン・ツーリズムなどの都市農村交流や世界農業遺産の認定拡大に向けた取組、企業活動とも連携した生物多様性保全の取組を推進します。

国際的枠組みを踏まえた遺伝資源の保全や利用を推進します。

農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション

図表22-3　環境保全型農業の取組の効果

多面的機能の発揮（生物多様性保全）

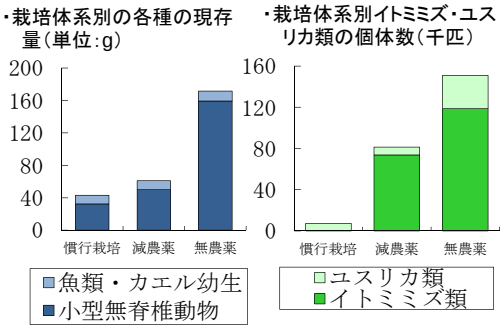

資料：コウノトリと共生する水田づくり支援事業水田生物モニタリング報告書

農業者への効果

○エコファーマーの取組事例
- 地元のスーパーにエコファーマー専用の産直コーナーを設置
- 産直コーナーへの出荷による売り上げの向上により、生産者の販売意欲が向上
- 産直コーナーの出荷をきっかけに業務用需要等の新たな販売確保へつながる等の効果も発揮

家畜排せつ物や稲わら等の資源の循環利用、農薬及び肥料の適正な使用の確保等を通じて、環境と調和のとれた農業生産を様々な地域で推進することにより、農業の自然循環機能を維持増進し、持続可能な農業の確立を図ります。

農業が環境に与える影響の検証を行い、関係者間のコミュニケーション等を促進します。

第３ 多面的機能支払制度の着実な推進と地域資源の維持・継承等

基本計画P.51～P.53

- 家族農業経営や法人経営、地域住民等も含め、地域全体の共同活動による地域資源の維持管理を推進します。
- 生産条件が不利な中山間地域等における営農の継続に対する支援を実施します。
- 「小さな拠点」と交通網の整備等による周辺集落のネットワークの形成を推進します。

多面的機能の発揮を促進するための取組

将来にわたって多面的機能の維持・発揮を図るとともに、担い手への農地集積等構造改革を後押しするため、地域コミュニティによる農地、農業用水、農道等の資源の基礎的な保全活動（農地維持支払）や質的向上を図る活動（資源向上支払）を支援します。（多面的機能支払制度）

中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するための中山間地域等直接支払制度を引き続き実施することにより、条件不利地域における農業生産活動を維持し、これを通じた多面的機能の確保を図ります。（中山間地域等直接支払制度）

図表26-1 日本型直接支払制度の概要

多面的機能支払

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援します。

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し。

農地法面の草刈り

水路の泥上げ

支援対象

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成　等

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します

水路のひび割れ補修

植栽活動

支援対象

- 共同活動：水路、農道、ため池の軽微な補修
- 共同活動：植栽による景観形成、ビオトープづくり
- 長寿命化：施設の長寿命化のための活動　等

中山間地域等直接支払

中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）と平地との生産コスト差を支援します。

中山間地域

環境保全型農業直接支払

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援します。

緑肥の作付け

※5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映。

資料：農林水産省作成

「集約とネットワーク化」による集落機能の維持等

地域住民が主体となって行う、地域の将来ビジョンの作成を推進します。

取組へのサポート体制の充実を図るとともに、農地の保全や農業・生活関連施設の再編・整備、計画的な土地利用を実現するための環境整備を推進します。

農地や農業用施設の維持や管理における、多様な関係者による役割分担等の在り方について検討します。

地域の暮らしを支える取組を一層促進するとともに、地域ごとに異なるニーズに柔軟に応え得る組織の立上げや業務展開等を推進します。

図表26-2 集落間のネットワーク化

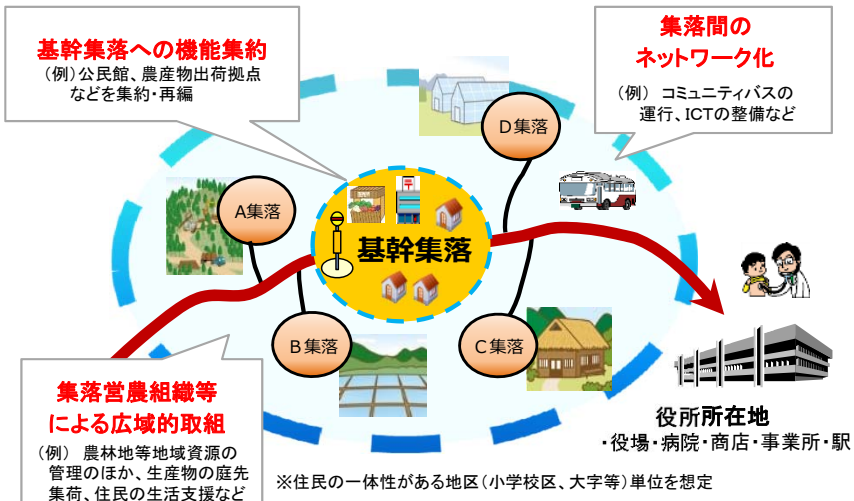

※住民の一体性がある地区（小学校区、大字等）単位を想定

資料：農林水産省作成

第３

多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出

基本計画P.53～P.54

・　農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進します。

・　これまで農村の域外に流出していた経済的な価値を域内で循環させる地域内経済循環を進めるとともに、将来的には、地域間での経済的なネットワークを強化し、広域的な経済圏域への発展を目指します。

地域の農産物等を活かした新たな価値の創出

図表27-1　農業生産関連事業等の年間総販売金額の内訳

平成24年度

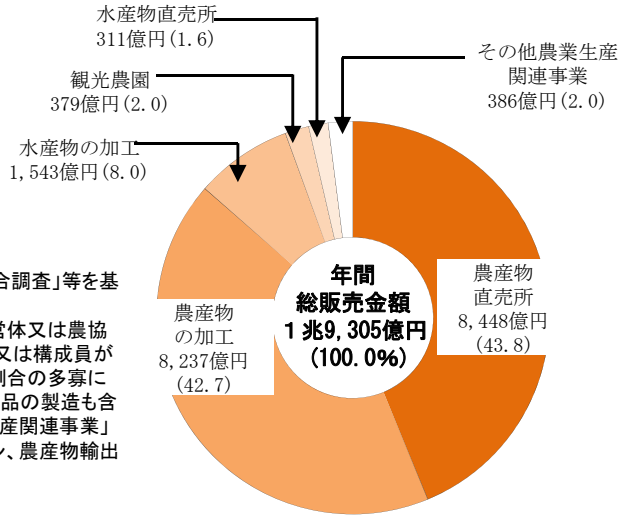

資料：農林水産省「6次産業化総合調査」等を基に農水省で作成。
注：「農産物の加工」は農業経営体又は農協等が販売を目的として、自ら又は構成員が生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工（非食品の製造も含む）したもの。「その他農業生産関連事業」は、農家民宿、農家レストラン、農産物輸出の合計

地域の農業者が、自ら生産した農産物をそのまま出荷するだけでなく、その副産物も含め、消費者や実需者のニーズに対応して、加工、直売等を行い高付加価値化を図るほか、地域の特性に応じて、観光農園、農家レストランや農家民宿等の多様な取組と融合した事業展開を図るなど、地域資源を最大限活用し、農業を起点として新たな価値を創出する６次産業化を推進します。

こうした取組を進めるに当たっては、農業者が主体となった取組に加え、多様な関係者と連携しながら行う地域ぐるみの取組を促進することにより、その相乗効果を地域全体に波及させ、地域の活性化を図ります。

農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用

図表27-2　再生可能エネルギーによる利益の地域への還元

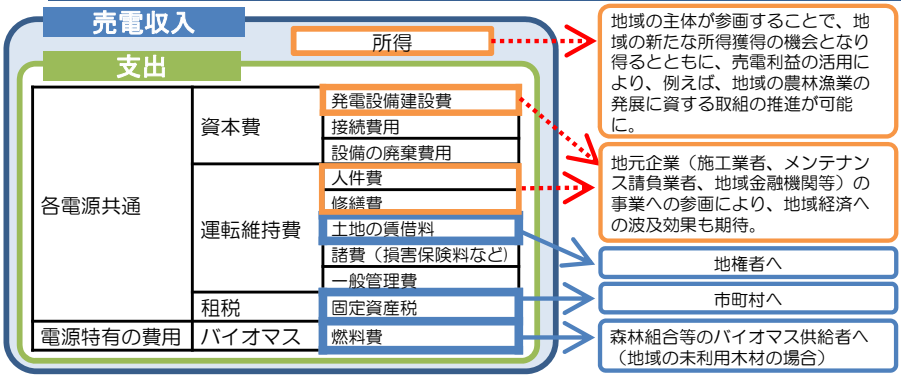

※支出は代表的なものを例示

資料：農林水産省作成

農村にはバイオマス、水、土地などの資源が豊富に存在しており、これらをバイオマス発電や小水力発電などの再生可能エネルギーとして活用しつつ、農業者など地域主体の取組を拡大することにより、農業経営の改善や地域への利益還元を進め、農村の活性化を図ります。

農村への農業関連産業の導入等による雇用と所得の創出

図表27-3　農山漁村地域に定住する願望を実現するために必要なこと

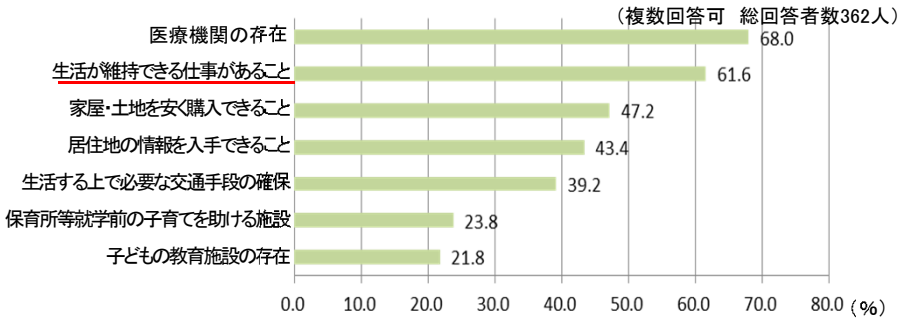

資料：内閣府「平成26年度　農山漁村に関する世論調査」

食品製造業など農業関連産業の農村への導入等を通じた、農村における雇用と所得の創出を促進するための環境整備を図ります。

また、関係府省の連携の下、農村への農業関連産業の誘致等による就業機会の拡大に関する総合的な施策の在り方について検討します。

第３ 都市農村交流や農村への移住・定住等の促進

基本計画P.54～P.56

- 農業・農村に対する関心の高まり等を踏まえ、農業を軸に観光、教育、福祉等多様な分野の連携を深め、都市と農村の交流を戦略的に推進します。
- 交流人口の増加を移住・定住へと発展させていくための取組を推進します。
- 都市農業の持続的な振興を図るための取組を推進します。

観光、教育、福祉等と連携した都市農村交流

グリーン・ツーリズムと広域観光周遊ルート等を組み合わせることで、新たな観光需要の開拓を図ります。

外国人旅行者の受入体制の構築、プロモーション活動を推進します。

宿泊・体験施設の整備や受入体制づくり、体験活動を支援する人材の育成等を推進します。

高齢者の健康や生きがいの向上、障害者や生活困窮者の自立を支援するための福祉農園の拡大、定着等に向けた取組を推進します。

図28-1 交流人口（グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数）

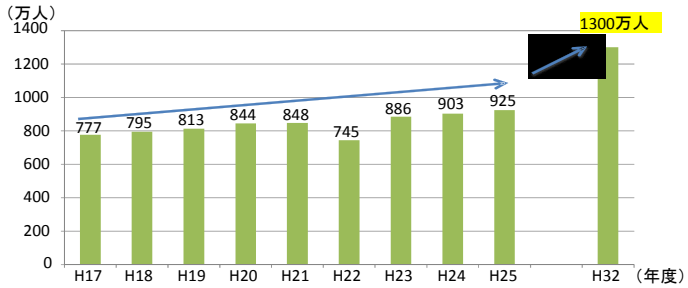

資料：農林水産省農村振興局調べ
注：平成22年度の実績は被災3県を除いた数値

多様な人材の都市から農村への移住・定住

農村等への移住・定住に必要となる情報提供や相談支援の充実に向けた取組を推進します。

「お試し」的に居住できる仕組みづくり、二地域居住の促進、移住前後のきめ細やかな相談体制の整備を図るとともに、空き家、廃校等を活用した就農研修施設等の整備や就農と居住をパッケージ化した総合的支援プランの策定等の取組を推進します。

地方公共団体、農業団体、教育機関、企業等が連携した協同活動を推進します。

図28-2 都市住民の農山漁村地域への定住願望の有無

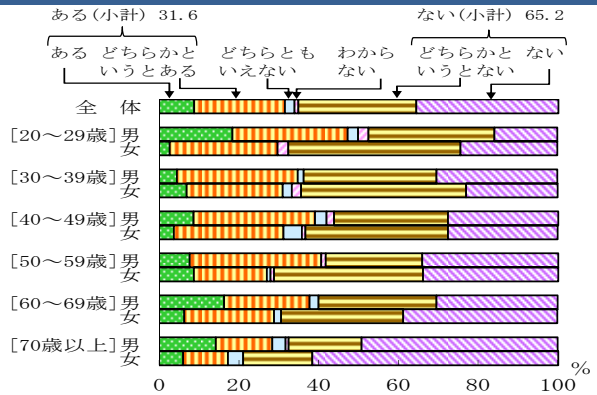

資料：内閣府「農山漁村に関する世論調査」（平成26年8月）

多様な役割を果たす都市農業の振興

都市農業の有する機能への都市住民の理解促進を図るとともに、地方公共団体との適切な役割分担の下で、農業経営の維持発展、農産物の地元における消費の促進、市民農園や体験農園等における農作業体験や交流活動の促進、都市農地の防災機能の強化等に向けた取組を推進します。

国民の十分な理解を得つつ、都市農業の振興や都市農地の保全に関連する制度の見直しを検討します。

図28-3 都市農業の多様な役割

資料：農林水産省作成

第３

東日本大震災からの復旧・復興

基本計画P.56～P.57

- 被災した農業者の早期の経営再開に向け、引き続き、農地や農業用施設等の着実な復旧等を推進します。
- 東電福島第一原発事故に対応し、食品の安全を確保する取組や風評被害の払拭に向けた取組等を推進します。

地震・津波災害からの復旧・復興

東日本大震災により被災した農業者の早期の経営再開に向け、被害が甚大な地区等において、引き続き、農地や農業用施設等の着実な復旧を推進します。

農地の大区画化等による生産性の向上等を推進するとともに、先端的な技術を駆使した大規模実証研究等を実施し、技術の導入効果の分析、被災地への普及を推進します。

図表29-1　津波被災農地における営農再開可能面積

項目	被害状況	進捗状況（%）0 20 40 60 80 100		備考
農地（27年1月末時点）	6県(青森・岩手・宮城・福島・茨城・千葉)の津波被災農地→21，480ha	70%（約15,060haで営農再開が可能）	岩　手：62%（　450ha） 宮　城：84%(12,030ha) 福　島：30%(1,630ha) その他：100%（　950ha）	津波被災農地については、「農業・農村の復興マスタープラン」に基づき、被災農地の営農再開に向けて、農地復旧や除塩を実施中。現状に加えて、平成27年度中に約820ha（4%）で営農再開が可能となることを目指す。
農業経営体（26年2/1時点）	津波被害のあった農業経営体(東北・関東6県)→約10，100経営体	55%（約5,610経営体が経営再開(※)）	岩　手：54%（260経営体） 宮　城：65%(3,910経営体) 福　島：24%（670経営体）	経営を再開した約5,610経営体は、農業生産過程の対象作業又はその準備を一部でも再開した経営体を含む。(26年2/1時点)(東北・関東６県)

(※)農業経営体の再開状況等については、被害のあった「農業集落」又は「市町村」を単位として、職員が関係者から被害や復旧の程度(割合)等を聞き取り、農業経営体数(2010年農林業センサス)を用いて推計した。

原子力災害からの復旧・復興

図表29-2　風評対策強化指針のポイント（平成26年6月23日復興庁とりまとめ）

強化指針1　風評の源を取り除く

（1）被災地産品の放射性物質検査の実施
（2）環境中の放射線量の把握と公表

強化指針2　正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ

放射線に関する情報提供及び国民とのコミュニケーションの強化

強化指針3　風評被害を受けた産業を支援する

（1）被災地産品の販路拡大、新商品開発等
（2）国内外からの被災地への誘客促進等

避難指示区域等における農業者の経営再開に向け、農地等の除染や農業者の帰還の進捗に合わせた、除染後の農地等の保全管理や作付実証等及び整備の取組を推進します。

農産物中の放射性物質の検査結果や農業現場での取組等について、消費者等への科学的根拠に基づく正確かつ分かりやすい情報提供を実施します。

輸入規制を実施している国や地域に対して、政府一体となり、科学的データの情報提供、働きかけを継続して実施します。

図表29-3　平成26年度の検査結果（平成27年２月23日現在）

品目	検査点数	基準値超過点数	基準値超過割合
米	1,094万点	0点	0.0%
麦	383点	0点	0.0%
豆	2,446点	2点	0.1%
野菜類	15,710点	0点	0.0%
果実類	3,266点	0点	0.0%
茶	198点	0点	0.0%
原乳	1,661点	0点	0.0%
肉・卵（野生鳥獣肉除く）	171,085点	0点	0.0%
きのこ・山菜類	8,055点	102点	1.3%
水産物	18,811点	94点	0.5%

資料：厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成。「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部）で対象自治体としている17都県分について整理。ただし、水産物については全国を集計。

第３

団体の再編整備等

基本計画P.57～P.58

- 農業協同組合が、農業者と力を合わせて、農産物の有利販売等に創意工夫を活かして積極的に取り組み、農業者の所得向上に全力投球できるよう改革を行います。
- 農業委員会について、農業者、特に担い手からみて、地域における農地利用の最適化が進むよう改革を行います。

農業協同組合系統組織、農業委員会系統組織

図30-1　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案の概要

趣　旨

農業の成長産業化を図るため、6次産業化や海外輸出、農地集積・集約化等の政策を活用する経済主体等が積極的に活動できる環境を整備する必要がある。このため、農協・農業委員会・農業生産法人の一体的な見直しを実施する。

改正の概要

農業協同組合法の改正

◎　地域農協が、自由な経済活動を行い、農業所得の向上に全力投球できるようにする

【経営目的の明確化】
- 農業所得の増大に最大限配慮するとともに、的確な事業活動で高い収益性を実現し、農業者等への事業利用分量配当などに努めることを規定する

【農業者に選ばれる農協の徹底】
- 農業者に事業利用を強制してはならないことを規定する

【責任ある経営体制】
- 理事の過半数を原則として認定農業者や農産物の販売等に実践的能力を有する者とすることを求めることを規定する

【地域住民へのサービス提供】
- 地域農協の選択により、組織の一部を株式会社や生協等に組織変更できる規定を置く

◎　連合会・中央会が、地域農協の自由な経済活動を適切にサポートする

【全農】
- 全農がその選択により、株式会社に組織変更できる規定を置く

【都道府県中央会】
- 経営相談・監査・意見の代表・総合調整などを行う農協連合会に移行する

【全国中央会】
- 組合の意見の代表・総合調整などを行う一般社団法人に移行する。また、農協に対する全中監査の義務付けは廃止し、代わって公認会計士監査を義務付ける

農業委員会等に関する法律の改正

農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）を促進するための改正を行う

- 農業委員の選出方法を公選から市町村長の選任に変更
- 農地利用最適化推進委員の新設
- 農業委員会をサポートするため、都道府県段階及び全国段階に、農業委員会ネットワーク機構を指定

農地法の改正

- 6次産業化等を通じた経営発展を促進するため、農業生産法人要件（議決権要件、役員の農作業従事要件）を見直す

効　果

- 地域の農協が、地域の農業者と力を合わせて農産物の有利販売等に創意工夫を活かして積極的に取り組めるようになる
- 農業委員会が、農地利用の最適化をより良く果たせるようになる
- 担い手である農業生産法人の経営の発展に資する

資料：農林水産省作成

農業共済団体、土地改良区

農業災害補償制度は、農業者の高齢化に伴い、相互扶助による業務運営が難しくなり、また、農業共済組合ごとのサービス水準に差が生じやすくなっている等の課題が存在する。

→ 今後、収入保険制度導入の検討と併せて農業災害補償制度の在り方を検討する中で、農業共済団体の在り方についても検討を行います。

土地改良区は、農業構造・農村の変化に伴い、その組織運営等に影響が生ずることが想定される。

→ 組織運営基盤の強化等を引き続き促進しつつ、今後、土地改良区の現状等について把握、分析した上で、土地改良制度の在り方について検証、検討する中で、土地改良区の在り方についても検討を行います。

参考

農業構造の展望

基本計画と併せて策定

- 食料・農業・農村基本法に基づき、担い手の育成・確保、担い手への農地集積・集約化等を総合的に推進していく上での将来のビジョンとして、担い手の姿を示すとともに、望ましい農業構造の姿を明らかにします。
- また、持続可能な力強い農業を実現していくためには、世代間バランスの取れた農業構造にしていくことが重要であることから、農業労働力の見通しについても併せて提示します。

（担い手の姿については、P18図表18-1参照）

望ましい農業構造の姿と農業労働力の見通し

担い手の農地利用面積は過去10年間で全農地面積の３割から５割まで増加しています。

今後10年間において全農地面積の８割が担い手によって利用される農業構造の確立を目指します。

平成22年までの傾向が続いた場合、農業就業者数は、平成37年には60代以下で90万人を下回ると見通されます。

若い農業者が定着ベースで倍増することを前提とすれば、年齢構成のアンバランスが改善され、平成37年には60代以下で90万人以上を確保することが可能となります。

図表31-1　担い手の利用面積の割合

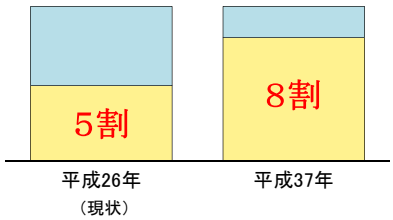

図表31-2　農業就業者数の試算　平成37年（展望）

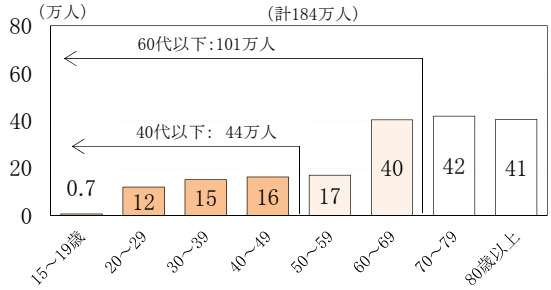

（左図備考）　農林水産省経営局調べによる。
（右図備考）1．農林水産省「農林業センサス」（組替集計）、総務省「国勢調査」（調査票情報を農林水産省で独自に集計）により作成。
2．試算の前提は以下のとおり。
展　望：各年齢階層の5年ごとの増減数（及び新たに加わる最若年層（15～19歳層）の人数）が、今後も平成17年から22年と同数で推移するが、40代以下の増加数等が2倍になるものと仮定

（参考）農業就業者の必要数

図31-3　農業就業者の必要数

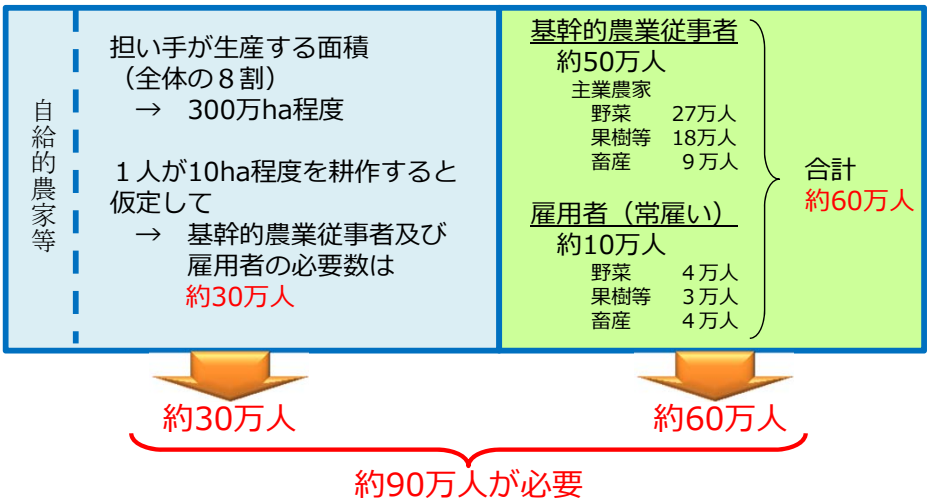

現在の土地利用型作物以外（野菜・果樹・畜産等）の基幹的農業従事者及び雇用者は約60万人であり、今後とも同程度の生産を維持するには、同程度の人数が必要です。

一方で、土地利用型作物については、農地の集積・集約化が進み、１人当たり10ha程度を耕作できると仮定して、試算すると約30万人が必要です。

両者を合わせると、少なくとも約90万人が必要となります。

資料：食料・農業・農村政策審議会第50回企画部会（平成27年１月28日）配付資料
（農林水産省「平成22年耕地及び作付面積統計」、「平成22年農林業センサス」（組替集計）により作成。）

参考

農業経営等の展望

基本計画と併せて策定

- 農業所得の増大と農村地域の関連所得の増大に向け、農業所得と農村地域の関連所得についてマクロでの道筋を示します。
- 現場の農業関係者などが地域や作物に応じて、どのような取組を進めていけばいいか、より具体的なイメージを描くことができるよう、ミクロでの道筋を併せて示します。

農業所得の増大と農村地域の関連所得の増大に向けた道筋（マクロでの道筋）

農業所得の増大と農村地域の関連所得の増大に向け、マクロでの道筋として、農業所得については、各品目別に生産額の増大や生産コストの縮減に向けた対応方向、農村地域の関連所得については、今後成長が期待できる加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流等の７つの分野毎に雇用・所得の増大に向けた対応方向を提示しています。

図表32-1　農業所得の増大と農村地域の関連所得の増大

農業所得の増大

生産額(価格(P)×生産量(Q))－生産コスト(C)

生産額の増大

○需要拡大の推進

○米国・EUなど大きな市場も重視した輸出拡大

○需要を踏まえた耕作放棄地や水田の一層の活用　等

生産コストの縮減

○農地集積の加速化

○資材費等の縮減

○技術開発

○基盤整備　等

農村地域の関連所得の増大

6次産業化等の推進による雇用・所得の増大

○農業者主体の加工・直売の取組の推進
○食品企業等の誘致・起業による就業機会の確保
○介護食品や機能性食品の開発等新たな市場の開拓
○太陽光、小水力などの再生可能エネルギーの導入やバイオマスの利活用
○農家民宿の開業などによる都市と農村交流の促進　等

資料：農林水産省作成

農業経営モデルの例示（ミクロでの道筋）

主な営農類型・地域について、「効率的かつ安定的な農業経営」の姿のほか、その経営発展や所得増大の道筋を例示しています。

都道府県・市町村が作成している農業経営の基本的指標等を作成・見直しする際に、各地域の実態に応じて参考となるよう提示しています。

図表33-1　農業経営モデルの類型と作成例

以下は水田作経営の例。この他の類型については、次のHPからご覧頂けます。（http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/pdf/8_keiei.pdf）

営農類型	営農体系（モデル数）
水田作	土地利用型作物（3）
	土地利用型作物・野菜等複合(4)
畑作	北海道畑輪作体系（1）
	かんしょ作、野菜複合経営（1）
	さとうきび作（1）
	茶業（2）
野菜作	露地野菜作経営（4）
	施設野菜作経営（2）
果樹作	かんきつ（1）
	りんご（1）
	なし（1）
	果樹複合・ぶどう（1）
花き作	切り花（2）
	鉢物（1）
酪農経営（3）	
肉用牛経営	繁殖（2）
	肥育、一貫（3）
養豚経営（1）	
有機農業（1）	

営農類型	水田作	対象地域	北海道・北東北

モデルのポイント

寒冷地での水稲の作業の省力化による規模拡大と麦・大豆・飼料用米の収量の高位安定化を図る家族経営

技術・取組の概要

- ➢水稲については、乾田直播栽培の導入による育苗時間の低減（労働時間約5割低減）、前年秋の耕うん・整地作業による春作業の軽減等の省力化を徹底することで、経営規模の拡大を実現
- ➢麦、大豆については、飼料用米、青刈りとうもろこしと組み合わせた輪作体系を導入することで、施肥を適正化するとともに、地下水位制御システムの導入による排水性改善や有機物投入等による土壌改善により、収量・品質の安定・向上を実現(単収：麦4割増、大豆5割増)するとともに、産地で加工業者と連携し、「強み」のある品種を導入し収益を向上 。さらに、作期競合の回避を図るため、麦の大豆立毛間播種栽培を実施
- ➢青刈りとうもろこしについては、収穫作業の外部委託等により作業ピークを軽減し、経営規模を拡大。青刈りとうもろこしや飼料用米については、地域のTMRセンター等と連携して安定供給
- ➢農地の集積・集約化、大区画化による機械の効率利用、複数品目への機械の汎用利用等により経営コストの低減を実現

経営発展の姿

【経営形態】
家族経営（2名、臨時雇用1名）

【経営規模・作付体系】

経営耕地	30ha
主食用米（家庭消費用）	5ha（移植）
主食用米（業務用）	5ha（直播）
飼料用米	5ha（直播）
大豆	5ha
小麦	5ha
青刈りとうもろこし	5ha

【試算結果】

粗収益	3,220万円
経営費	2,130万円
うち雇用労賃	20万円
農業所得	1,090万円
主たる従事者の所得（/人）	680万円
主たる従事者の労働時間（/人）	1,390hr

（参考）平均的な主業農家の姿

【経営形態】
家族経営（2名）

【経営規模・作付体系】

経営耕地	13.1ha
主食用米	8.4ha（移植）
麦類	1.3ha
豆類	1.2ha
その他	2.2ha

生産技術のトピックス

○乾田直播栽培を導入することで、育苗に係るコスト及び労働時間を低減、ほ場の乾田化による排水性改善

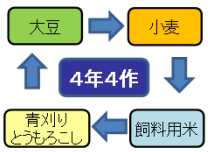

○地域の栽培条件に対応した輪作体系により各品目の生産力が向上

資料：農林水産省作成

地域戦略の例示（ミクロでの道筋）

地域農業の発展に加え、関連産業との連携等による６次産業化等の事業展開により、雇用・所得が創出され、地域として農業所得と関連所得の合計が増大する姿をイメージできるよう、地域戦略を例示しています。

各地域が今後の所得増大に向けた取組を検討する上で参考となることを期待しており、例えば、各自治体や産地で農業振興の計画や戦略等を策定する際に参考としていただくこと等を想定しています。

図表33-2　地域戦略の例示と作成例

以下は畜産クラスターの例。この他の事例については、次のHPからご覧頂けます。（http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/pdf/8_keiei.pdf）

地域農業の強みの発揮・創出
①畜産クラスターによる収益性の向上
②次世代施設園芸を中心とした施設園芸産地の展開
③新品種・新技術の「強み」を活かした実需者との連携
④産地の強みを活かした食品企業の誘致
⑤6次産業化事業体等による起業
⑥地場の農林水産物を活用した食品企業との連携
⑦加工・業務用向けの野菜の供給
⑧輸出に向けた産地づくり
⑨知的財産戦略の下での高品質農産物の輸出
⑩薬用作物の産地づくり
⑪有機農業の産地づくり
⑫集落営農法人での加工等の展開
⑬地域の特産物を活用した独自の加工品等による高付加価値化
⑭地域の特性を活かした農産物の展開
⑮直売所を中心とした地産地消の流通システムの確立
埋もれた農村資源の活用
⑯直売所から農作業体験、農村レストラン等への展開
⑰観光農園等を軸にした都市農村交流の展開
⑱農業体験農園を中心とした都市住民のニーズに応えた展開
⑲交流を契機とした地域農業の振興
⑳再生可能エネルギーのメリットの活用による農業の振興

地域戦略	①畜産クラスターによる収益性の向上
基本的な戦略	地域の畜産農家が、外部支援組織や食品関連産業と連携し、地域全体で収益性の向上を実現

取組の概要

1　新たな繁殖技術の活用による酪農家と肉用牛農家の経営発展

- 性判別精液により、効率的に優良後継牛を確保するとともに、受精卵移植技術を活用した和子牛生産を通じ、副産物収入の増加により、収益性を向上
- 肉用牛肥育農家が、地域の酪農家が生産した和子牛を活用して、育成から肥育までの一貫した経営を行うことにより、収益性を向上

2　TMRセンターによる酪農家の経営発展支援

- 酪農家が、新たに整備したTMRセンターを活用することにより、①飼料の生産・調製作業を省力化し、規模拡大するとともに、②飼養管理作業への集中、高品質なTMRの給与により、1頭当たり乳量を向上させ、生乳出荷量及び収入を増加
- 併せて、センター運営に係る雇用を創出

3　他産業と連携した畜産物の付加価値向上

- 道の駅内にジェラート工房・販売店を新設し、地域の酪農家が生産した生乳を加工し、付加価値を向上させて販売
- また、道の駅内のレストラン等において、地域の肉用牛農家が生産した肥育牛の牛肉や加工品を販売
- このことにより、収入の増加や雇用の創出、観光客の増加等に寄与

地域の取組の姿

想定地域例：酪農家と肉用牛農家が存在する畜産地域の市町村（関係農家：畜産25戸）

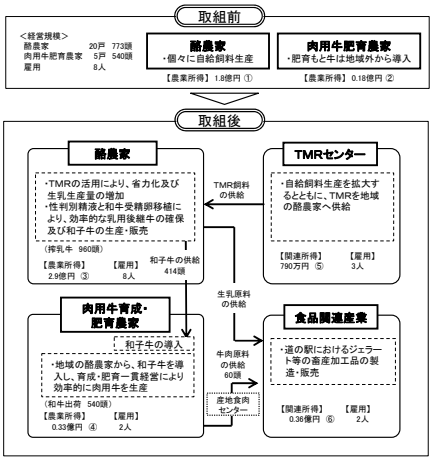

地域の関連所得の試算結果	農業所得＋関連所得　1.9億円（①＋②）　→　3.7億円　（1.8億円増）（③＋④＋⑤＋⑥） 雇用　7人増

資料：農林水産省作成

食料・農業・農村基本計画に関する詳しい情報は、農林水産省ＨＰで公開しております。

食料・農業・農村基本計画　検索　http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/index.html

連絡先

農林水産省大臣官房政策課計画グループ

〒100－8950
東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
TEL：03－6744－0494
FAX：03－3508－4080

Ⅲ. 平成26年6月　「日本再興戦略 改訂2014」閣議決定
平成26年6月　「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂決定

- 農協･農業委員会･農業生産法人の改革の推進
（農協・農委改革は60年ぶり）
- オールジャパンの輸出体制・輸出環境の整備
- Ａ－ＦＩＶＥの更なる積極的な活用

⇒H26.10　支援基準見直し・ガイドライン策定

Ⅳ. 平成27年2月 農協･農業委員会･農業生産法人の改革の法制度等の骨格決定

- 農協改革
  - 地域農協が、自由な経済活動を行い、農業所得の向上に全力投球できるようにする
  - 連合会・中央会が、地域農協の自由な経済活動を適切にサポートする
- 農業委員会
  - 農業委員の選任方法を公選制から市町村長の選任制に変更
  - 農地利用最適化推進委員の新設
  - 農業委員会をサポートするため、都道府県段階及び全国段階に、農業委員会ネットワーク機構を指定
- 農業生産法人
  - ６次産業化等を通じた経営発展を促進するため、農業生産法人要件（議決権要件、役員の農作業従事要件）を見直す

⇒H27.４　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案を閣議決定・国会提出

Ⅴ. 平成27年3月 新たな食料・農業・農村基本計画 閣議決定

- 実現可能性を重視した食料自給率目標の設定

（カロリーベース：
39%(H25)→45%(H37)
生産額ベース　：
65%(H25)→73%(H37)）

- 我が国の食料の潜在生産能力を評価する食料自給力指標を初めて公表
- 農林水産物・食品の輸出拡大、農地中間管理機構のフル稼働、米政策改革、農協等の改革など今後の施策の展開方向を提示

政府における議論

＜平成26年1月～平成26年6月＞

◆農林水産業・地域の活力創造本部(計2回)

◆産業競争力会議 農業分科会＆課題別会合　(計4回)

◆規制改革会議 農業ＷＧ(計10回)

⇒H26.6「規制改革実施計画」閣議決定

＜平成26年7月～平成27年2月＞

◆農林水産業・地域の活力創造本部(計1回)

◆規制改革会議 農業ＷＧ(計3回)

＜平成26年1月～平成27年3月＞

◆食料・農業・農村政策審議会(計18回)